

会議録

平成29年第3回更別村議会定例会

第3日（平成29年9月19日）

◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 意見書案第 4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件
- 第 3 意見書案第 5号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書の件
- 第 4 意見書案第 6号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書の件
- 第 5 意見書案第 7号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件
- 第 6 意見書案第 8号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書の件
- 第 7 意見書案第 9号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の件
- 第 8 意見書案第10号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件
- 第 9 意見書案第11号 教職員の長時間労働是正を求める意見書の件
- 第10 意見書案第12号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書の件
- 第11 村政に関する一般質問
- 第12 議員の派遣の件
- 第13 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
----	-----	-----	-----

教 育 長	荻 原 正	農 業 委 員 会 長	道 見 克 浩
代 表 監 査 委 員	笠 原 幸 宏	会 計 管 理 者	小 野 寺 達 弥
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総 務 課 参 事	渡 辺 伸 一
総 務 課 参 事	女 々 澤 廣 美	企 画 政 策 課 長	佐 藤 敬 貴
産 業 課 長	本 内 秀 明	住 民 生 活 課 長	宮 永 博 和
建 設 水 道 課 長	佐 藤 成 芳	保 健 福 祉 課 長	安 部 昭 彦
子 育 て 応 援 課	新 関 保	診 療 所 事 務 長	酒 井 智 寛
教 育 次 長	川 上 祐 明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	高 橋 祐 二	書 記	平 谷 雄 二
書 記	小 野 山 果 菜		

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、安村さん、7番、本多さんを指名いたします。

◎日程第2 意見書案第4号

- 議 長 日程第2、意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、本多さん。

- 7番本多議員 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多目的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには森林資源の循環利用を進める必要があります。また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。このような中、北海道では森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきました。今後人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による森林、木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実強化を図ることが必要です。したがって、国に対して森林の整備などを着実に進めるための財源確保の仕組みの創設や森林整備事業及び治山事業の財源確保、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置充実強化を求め、別紙意見書を安村議員、太田議員、高木議員、織田議員、上田議員、村瀬議員の賛成を得て提出するものでございます。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第3 意見書案第5号

○議 長 次に、日程第3、意見書案第5号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、高木さん。

○3番高木議員 意見書案第5号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道教育委員会は、平成18年8月、新たな高校教育に関する指針を発表し、高校配置計画を推進しました。その結果、道立高校38校が閉校となり、そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。高校のない地域に住む生徒は、遠距離通学の負担を強いられ、教育の機会均等を侵す状況にあります。指針が望ましい学校規模の利点として、生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる、生徒会活動や部活動が活性化し、充実することを挙げていますが、地域の高校がなくなることで通学時間が長くなり、課外活動などが十分にできない難点も指摘されます。今求められるのは、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。北海道及び北海道教育委員会に対し、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、新たな高校教育に関する指針を検討、見直し、独自に少人数学級を高校で実施し、機械的高校統廃合を行わないことを求め、別紙意見書を上田議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第5号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第4 意見書案第6号

- 議 長 日程第4、意見書案第6号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、安村さん。

- 1番安村議員 それでは、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

全国的に特別支援学校の児童生徒数の増加が進み、在籍者数はこの11年間で3万8,000人にふえています。一方、学校建設はほとんど進まず、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしています。普通教室確保のために一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ちついた授業にはなりません。医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるを得ない状況も生まれております。こういった事態の根幹にあるのが幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある設置基準が特別支援学校だけにあることです。小学校の設置基準では12から18学級が標準とするとされ、それ以上は過大校という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討されています。ところが、特別支援学校では子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設は進んでおりません。また、全国的に特別支援学級在籍の児童生徒数の増加もやまず、学校基本調査によれば、国公立立合わせて平成12年は9万6,811人でしたが、平成28年には21万7,839人と2.25倍にふえています。在籍する児童生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、学年差、年齢差に応じた指導も必要であるにもかかわらず、十分な対応ができていないのが現状です。8人の子どもを1人で担任することは負担が大きく、既に

限界を超えていますが、特別支援学級の学級編制基準は1学級8名のまま変わっておりません。したがって、国に対し、特別支援学校の設置基準の策定、特別支援学級の学級編制基準の改善を求め、別紙意見書を提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第6号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 意見書案第7号

○議 長 次に、日程第5、意見書案第7号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

さまざまな課題を抱えた子どもたちがふえていく中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は小1で、2012年度は予算措置で小2の35人学級を実施しました。しかし、2013年度からは小3以降の35人学級の前進は5年連続で見送られ、教職員定数改善計画についても自然減を上回る教職員定数の純減が4年連続で強行されました。少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、定数増で教職員が子どもと向き合う時間がふえて学校が落ちついてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。35人以下学級の拡充は、圧倒的多数の父母、教職員、地域住民の強い願いであり、自治体

独自の少人数学級は今年度も確実に前進しています。しかし、国の責任によって施策を進めていないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人学級の前進とそのための教職員定数改善を行うことが強く求められています。したがって、国に対し、国の責任で小学校3年生以降の35人学級を計画的に前進させること、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てることを求め、別紙意見書を安村議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第7号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 意見書案第8号

○議 長 日程第6、意見書案第8号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、太田さん。

○2番太田議員 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

高校無償化に所得制限を加えた高等学校等就学支援金制度が3年経過し、附帯決議に基づいた3年後の見直しが行われるため、高校無償化復活を求める取り組みがとりわけ重要になってきます。また、日本政府は、国連社会権規約委員会から最終見解に対して平成30年5月までに報告するよう求められています。そこでは、漸進的に完全な無償の中等教育を提供するため、高校無償化に入学金、教科書代を含めるよう勧告されています。高校授業料に所得制限を設けることは、教育を受ける権利を変質させ、高校生に分断を持ち込む

ものであり、即時廃止すべきものです。非課税世帯の高校生に支給される高校生等奨学給付金については、2年続けて増額され、一定の改善がありました。しかし、依然として第2子以降との間には大きな差があります。また、この給付金の財源が年収910万円以上程度の世帯の高校生から徴収した授業料であり、権利としての教育から逸脱したものであるという問題は残されたままになっています。学ぶ権利を保障するため、世界にも例のない高校授業料への所得制限は直ちに中止し、教育予算をふやした上で高校無償化を復活し、高校生等奨学給付金を拡充して給付制奨学金制度を確立することが求められます。したがって、国に対し、高等学校等就学支援金への所得制限をやめて高校無償化を復活すること、高校生等奨学給付金を拡充して高校生に対する給付制奨学金制度を確立することを求め、別紙意見書を提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第8号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第7 意見書案第9号

○議 長 日程第7、意見書案第9号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、高木さん。

○3番高木議員 意見書案第9号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

我が国の地球温暖化対策については、平成32年度及び平成32年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためにはとりわけ森林吸収源対策の推進が

不可欠となっています。しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減少など厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足しています。このような中、政府与党は森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針を示したところがあります。もとより山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。したがって、国に対して、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を求め、別紙意見書を村瀬議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第9号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第8 意見書案第10号

○議長 長 日程第8、意見書案第10号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、上田さん。

○5番上田議員 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

道教委は、新たな高校教育に関する指針に基づき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編、統合を行ってきました。これによって、平成19年から10年間で道内の公立高校は統廃合により42校減少し、公立高校のない市町村は50と増加しました。配置計画で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活などを余儀なくされ、また子どもの進学を機に地元を離れる保護者もあられ、過疎が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力をそぐことになっています。昨年度道教委は、新たな高校教育に関する指針の見直しについて検討し、10月に新たな高校教育に関する指針検討報告書を公表しました。これまでの指針の問題点を改めず、これまで同様に1学年4から8学級を望ましい学校規模、1学級40人に固執すれば今後も統廃合が進むことは明らかであり、都市部への一極集中や地方の切り捨てにより地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことを求めるため、別紙意見書を太田議員、高木議員、織田議員の賛成を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第10号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第10号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第9 意見書案第11号

○議 長 次に、日程第9、意見書案第11号 教職員の長時間労働是正を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、織田さん。

○4番織田議員 教職員の長時間労働是正を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

文科省の平成28年度公立小中学校教員の勤務実態調査の結果において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が小学校33.5%、中学校57.6%に達することが明らかになりました。この背景には、教育職員は給特法により労基法の一部適用除外となっているなど法制度の問題や35人以下学級などの少人数学級、定数改善が行われていないこと、学習指導要領に規定されている授業時数が多いことで日課が過密化していること、中学校の過熱化する部活動、加えて全国学力・学習状況調査の実施とそれに向けた学力向上策などが求められ、教員一人一人の業務負担が著しく増加していることなど、さまざまな要因があります。こうした状況を受け、文科省は学校が教員の長時間勤務に支えられている現状には限界があるとして、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、中教審等での議論が開始されました。一方、政府の働き方改革において、教職員は給特法により労基法の一部適用除外となっているとして、議論の対象外とされています。現在長時間労働が社会問題化し、働き方改革が求められている中で、教職員についても実効性のある超過勤務削減策を求め、別紙意見書を安村議員、高木議員、上田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第11号 教職員の長時間労働是正を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第10 意見書案第12号

○議 長 次に、日程第10、意見書案第12号 適正な地方財政計画の策定を求める意見

書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、太田さん。

○2番太田議員 適正な地方財政計画の策定を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、5月29日、経済・財政再生計画の着実な実施に向けた建議を取りまとめ、地方自治体における基金残高が平成27年度決算で21兆円の規模になっており、10年前と比較し7.9兆円増加していることなどを理由に、基金残高を地方財政計画へ反映するよう求めました。こうした地方の基金残高をめぐっては、6月9日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2017で、地方公共団体の基金について総務省は各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景、要因を把握、分析するとされました。地方自治体では、この間厳しい財政事情を抱えながら、国を上回る行財政改革を実施する中で、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に応じた医療、介護体制の構築、地域交通の維持などへ財源を捻出してきています。地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税、臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突如政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも災害の復旧、復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであることから、国に対し、これを地方財政計画へ反映しないことを求め、別紙意見書を安村議員、高木議員、織田議員、上田議員、村瀬議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第12号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は原案のとおり可決をされました。

この際、午前10時55分まで休憩といたします。

午前10時40分 休憩

午前10時54分 再開

○議 長 休憩前に続き会議を開きます。

◎日程第11 村政に関する一般質問

○議 長 日程第11、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 質問に入る前に、このたびの台風18号におかれましては、日本を縦断して各地で被害が発生いたしました。お亡くなりになった方々や被災地に対しまして心よりお悔やみ並びにお見舞い申し上げますとところでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、更別村の豊かな自然、景色をテーマにした更別の森構想等の樹立について一般質問させていただきます。

村に木を植える植栽、植林については、幾つかの目的があるかと思いますが、私なりに3点に大別しました。1つには環境保全とする天然資源の確保、生態系の維持や自然災害や農地保全のための植林、2つには経済産業とする木材生産、果樹生産のための植林、3つ目に前の2つの目的の2次的効果とする観光資源とする植林などと考えてございます。そこで、ことし開村70周年記念植樹祭が実施されましたが、この植樹祭の目的は何だったのか、そしてその効果は期待どおりであったのか。旧更南中学校跡地にエゾヤマザクラ、アオダモ、ナナカマドの3種類、1,260本を村民2,000名の参加のもとで実施されました。某新聞では、開村70周年記念事業の記事で、村長は先代の開拓をたたえ、20年後、30年後の村づくりにつなげたいと挨拶されました。また、少し日がずれて、同じ日に行われました更南中学校同窓会記念事業の記事として、植樹したエゾヤマザクラが育ったら、同窓会で花見でもできればいいなというようなコメントがございました。また、広報さらべつ七十何号においては、児童のコメントで桜の木が大きくなって桜見ができるのが楽しみですとも載ってございました。村で計画した植樹祭の目的は、参加者と同じだったのか。私は、参加することに意義があるということで参加をしましたが、記事のコメントに少し違和感を覚えたところでございます。今回の植樹祭の桜の木が大きくなって桜の花が咲くころ、この場所にお弁当でも持って出かけてくるのだろうか。1メートル50センチ程度の等間隔で植えた桜を道路からでもながめて桜見をするのでしょうか。今後植林の管理をし、大きくなったところに間伐でもして村民の方々が憩えるような何らかの整備を行い、桜見ができる場所とするというような考えを持っているのでしょうか。この記念事業は、植樹祭を計画した人と植樹祭に参加した人の思いがちよっと違うのではないかなというふうなこ

とを思っております。村長のおっしゃるとおり、20年、30年後の村づくりにつなげたいとの思いは理解できる場所ではございますが、植林した木が次第に続いて行って成長してきます。そのときの人の気持ちが村づくりに本当につながっているのかどうか、どうも目的が曖昧なような開村70周年記念事業、植樹祭の実行でなかったかと私は思うところがございます。

そこで、ここで私は本気で具体的に更別の村で桜見のできる場所ができないものかと考えるものでございます。桜の植樹一つとってもいろいろな考えがあるところだと思いますが、今第6期総合計画作成中であって、更別村の10年後は更別村の魅力、高みを高め、情報を発信するとしていますが、いろいろな村民アンケートで更別村の魅力の上位に豊かな自然とあります。更別村は、農地は70%を超える。そこにあって正しくは豊かな田舎の景色、あるいは日高山脈を背景とした大穀倉地帯の風景と私は考えます。この魅力をどのようにして高め、どのような更別村にするのかという、植樹することが豊かな自然、景色に必ずしもつながるとは思いませんけれども、いずれにしてもこの魅力を高めるための施策、どうしていくのが前が見えません。具体的に進めるためには、まず更別村の豊かな自然、景色の定義づけを行い、位置づけをし、明確にするところから始めなければならないと私は考えます。そして、それをベースにして、豊かな自然、景色をテーマにした更別村の森構想を立てることが一つのヒントを与えるものであると考えています。求めるところに答えがあります。求めるものがなければ、答えは出てきません。一步でも前に進めるために、今後の更別の村づくりが重要であると考えますので、以下について質問させていただきます。

1点目、更別村の魅力を高める。初めに、更別村の森林整備計画はどのようになっていますか。今豊かな自然、景色をテーマにして更別の森構想を樹立し、更別村の自然保護、観光面の視点で自然環境を充実させるときではないでしょうか。更別村の豊かな自然環境は、今まで村づくりとしては何となく進めてきたように思うところですが、今後の10年の村づくりには更別村の目指すところを明確にして、その魅力、豊かな自然、景観を高めるための計画を立て、村民とともに進めるのであれば、村民にわかりやすく示すときではないでしょうか。

2つ目に、更別村に桜の花が咲いています。すももの里からパークゴルフ場付近、南6線沿いの保安林内にある桜です。ここの一帯を更別村の花見の場所としてはどうでしょうか。保安林の巨木の柏と自然の桜のコラボレーションは、これまた一興でございます。今保安林内には自由にどうぞというところですが、この桜を育て、建造物などを建てることなく、現況の巨木の柏の枝払い、低木の下草刈りなどをして遊歩道などの整備を行うなど、最小限にとどめて経費を余りかけないで環境整備を行い、村民の桜見のできる憩いの場所とする考えはどうでしょうか。そしてまた、市街地からパークゴルフ場までのアクセスに鉄道跡地を遊歩道として利用し、沿線を桜並木にするなど、住民参画により進めて実現できれば更別村の魅力が高まるのではないのでしょうか。

3点目でございます。スモモの実は足りていますか。昭和62年にオーナー制、1株5本で村内外60株の300本からスタートし、2次募集で700本、全部で1,000本のすももの里ができ上がりました。大樹町では30年かけ、ロケットが宇宙に飛び立とうとしています。更別村では30年経て今の地方創生にスモモの特産品開発が行われ、市場に出回り、これから大いに期待をするところです。これをさらに前に進めていく、そうすると今後ますますスモモの需要、必要になってくるのではないのでしょうか。そのスモモの木を植える場所の確保の一つに民有地を活用させてはどうでしょうか。村内一円に点在する農家の庭先や一般道路から住宅につながる道路の脇などにスモモの木を植えていただくことがもしかなうなら、更別の代名詞となるスモモが名実ともに春になると村内一面を白い花で飾る。その景色は日本一美しい観光地帯ができ上がり、そしてスモモの商品も活用できれば更別の魅力が高まるのではないのでしょうか。

4つ目でございます。ビュースポット、樹氷、そのところにヤチカンバを植えることのマッチングです。前に絶滅危機のヤチカンバの保護を考えていかねばならないとして一般質問させていただきました。この観点とあわせて、観光資源としてヤチカンバを新たな場所、更別のビュースポットの樹氷の湿原地帯に移植してはどうでしょうか。また、保護の視点から、新たに委員会を設置するなどして一步前に進めてはどうでしょうか。ここはご存じのとおり牧草地で、畑としては難しい土地です。民有地から村が買い取った経過があると思いますが、今や更別のビュースポットとして樹氷の湿原地帯でございます。この湿原地帯にヤチカンバは適地で共存できると私は考えています。ヤチカンバを観光資源とする。そして、観光地化している撮影ポイントの湿原地に樹氷、ヤチカンバの景観は、豊かな自然が高まるさらなる観光地をしてその魅力を高めてはいかがでしょうか。

以上の4つについて質問させていただきますが、今まさに第6期総合計画の策定中です。その中で更別村の魅力、強みは、豊かな自然、災害や犯罪が少ない、コンパクトなまちとしています。その魅力や強みを高めることに集中し、具体的な取り組みを行政主導で進めるか、村民のみんなとつながり、協働のまちづくりで住民参画で一緒に進めるか。どちらにしても、具体的に実行できる更別村の豊かな自然、景色をテーマにした更別の森構想などを立てるときではないかと考えます。今策定中の総合計画で今後の10年後のどんなまちづくりを目指すか、いま一つ見えませんが、ともにつくろうというメッセージがございますが、これは住民参画という理解をするところですが、ご都合主義の参画ではなくて、心ある村民と一緒に今から20年後、30年後につながる更別の村づくりに重要な10年であります。更別村の魅力、更別のバージョンアップを図る具体的な提案を含めまして西山村長のお考えを伺います。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員さんの質問にお答えいたします。

本村の自然景観は、大型農業を展開する本村ならではの田園風景を初めとし、雄大な日高山脈を望む眺望や自然がつくり出す芸術とも呼べる霧氷など、すばらしいものがありま

す。これらは、村の財産として後世に残していかなければならないと考えているところであります。

ご質問の1点目の自然、景観をテーマにした更別の森構想についてであります。観光を目的とするまとまった森林の造成というふうに質問の趣旨を捉えますと、未利用の村有地を活用した植樹祭を実施し、新たな森林づくりを現在進めてきているところであります。用地の確保等が困難になってきていることから、5年を目安に実施してまいりたいと考えているところであります。村有林につきましては、森林の持つ多面的な機能を維持していくためにも、更別村森林経営計画に基づき、適正な更新及び施業に努めているところであります。景観を形成する素材となっております耕地防風林につきましても、農業の近代化に伴う機械の大型化などから、作業効率を優先するため伐採される傾向にあります。農地及び景観を保全する一助とするため、耕地防風林整備事業により苗木等の助成を行っているところでありますが、要望が少ない状況でありますことから、事業の継続について検討を行っているところであります。

2点目の保安林内での桜見のできる場所の整備についてでありますけれども、本村の保安林は公園などとは異なり、一般的な森林施業により維持管理をしているところであります。雑草や枯れ枝などの除去は行ってはおりません。このため、森林内で花見を楽しむ環境を整えるためには、安全のため枯れ枝の除去、相応の環境整備が必要になるうかと思われれます。森林内に花見のできる場所を整備することは困難であるというふうに考えております。なお、森林内への立ち入りについて特段の規制を設ける予定はありません。

3点目の民地へのスモモ植樹についてであります。すももの里が誕生したいきさつによれば、昔はどこの農家にもスモモの木があった。しかし、畑によくない害虫が寄ってくることから、姿を消してしまったというふうにお聞きしております。こうした過去の経過からも、村内一円にスモモの木を広げることは難しいものと考えているところであります。なお、スモモを使った特産品については堅調に推移してきておりまして、加工用のスモモの確保が課題となっております。村の特産品あるいは村のイメージとしてすももの里というのは定着しておりますので、またすももの里の木も老朽化しております。加工用スモモの栽培地の造成を検討してまいりたいと思っております。

4点目の質問ですが、ヤチカンバ群生地については土地の乾燥が進み、他の植物が繁茂してきたことから、ヤチカンバを適正に保護するため何らかの対策が必要であると認識しております。対策につきましては、現在教育委員会において専門的な意見を聞きながら検討しているところであります。提案にあります霧氷スポットへの移植につきましては、自然現象である霧氷の発生への影響も調査が必要であると考えられ、慎重に対応したいと考えております。また、保護の視点から新たな委員会を設置してはということですが、教育委員会において保護対策の上で必要な意見聴取を行いながら進めているところであります。現在のところは新たな委員会の設置は考えておらないところであります。今後の保護対策を進める中で、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えておりま

す。

以上、お答えといたします。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私は、更別村の現総合計画の総括、また次期の総合計画に言及したいという思いで質問させていただきました。更別村のこれから10年の目指すべき姿、そのための具体的施策で、その行動プログラムを実はお示ししたかったところでございます。私の提案の趣旨がちょっと不明というところなので、改めて確認と質問させていただきますけれども、今村長おっしゃるように、観光を目的とするまとまった森林の造成というふうに捉えているようですけれども、私は質問の要旨のとおり、更別村の魅力、更別村の豊かな自然というようなことをテーマにしてございます。そこで、私なりに幾つかの提案をさせていただきます。簡略的に自然を森、またその自然を守る、深める、高めるということの計画を更別の森構想というような表現をさせていただきましたので、少しわかりづらかったかもしれません。

そんなことで、さらにちょっと再質問させていただきますけれども、1つ目の質問の中で2点ほど。未利用村有地を活用した植樹祭など、用地の確保が困難なことから5年ごとに実施するとしていますが、どのような植林全体計画があるのかわからない、あるいはないということで、植樹祭が目的化しているのではないのでしょうか。要するに姿が見えない中で、ちゃらんぼらんな更別村の景色となるということに危惧するところです。どんな自然の景観として捉えたときに植樹でどこに何を植えるかというようなことですが、そういう計画のもとで進めていただきたい。また、その実施をするに当たり、用地の確保は困難としている中、今村有地を売り払い、その土地利用が太陽光発電などのパネル設置と聞いていますが、これは本当でしょうか。もしこれが本当であるならば、豊かな自然を高めることに全く逆行している。私は、重大な禍根を残すものと思っています。

2点ですが、豊かな自然を高めるための全体計画という位置づけと村有地の売り払いについて質問させてください。2つ目の質問の中で更別村で桜見のできる場所として私は幾つか言わせてもらいましたけれども、私の提案のところがどうのこうのということはいいのですが、更別村に桜見のできる場所は必要としませんかという問いかけをここで読み取っていただきかけたけれども、私の説明不足かもしれません。それに言及していませんので、もしお答えができれば、していただきたい。村長はよく言っています。座して何を待つのか。要するに桜見が必要があるか、ないかということ、端的な質問です。

3つ目の質問の中で畑によくない害虫としていますけれども、もう少し詳しく説明してください。そして、スモモの栽培地の造成を検討しているとしていますけれども、栽培地の造成という意味についてももう少し詳しく説明してください。

4つ目の質問の中で質問に対応したいということでございます。湿原地にヤチカンバを移植するということです。これは、今後慎重に研究等々含めて進めていくという解釈でよろしいでしょうか。また、保護地域の委員会設置についても必要があるということよりも、

必要とを感じるか、必要としないのかというところが私は論点だと思います。ここについても言及していただきたい。

これはちょっと変な話ですけれども、永六輔さんが誰も反対しないようなことをやっても誰も何かやったとは思わないと言っています。まさに村長が新しく村政を担って、この辺について言及できれば質問を含めてお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 お答えをさせていただきます。

1 問目の魅力、更別の森構想というのは、狭義ではなくて大きな意味で観光、資源、その他景観を含めた意味で捉えることが必要であるということで、そういう意味で質問されたということで、森林計画等々について言及をさせていただいたわけですけれども、その辺含めて私もその辺についてはよく理解をしております。第6期の総合計画の基本素案を今計画を立てておりますけれども、その中にもしっかりと村内の山林や原野、緑豊かな空間、あるいはサッチャルベツ川やサラベツ川、イタラタラキ川、河川、貴重な自然環境を生かして美しい景観をつくっていくと、そのためにいろんな整備、あるいは各種団体、住民による自然環境保護活動等々について行っていくという考えのもと、自然や景観を守り育てる意識を村全体で高めるといような方向、あるいはそういう魅力のある風景の発掘とか保全、魅力ある風景づくり、これを第6期の総合計画の中では掲載をしてございます。

植樹祭がどうだったのかということですが、植樹祭の目的が計画に基づいて5年ごとにそういうような形で村有地の部分について活用していくというような形で、もちろん景観についても考えておりますし、その中では計画を立てて種類とかいろんな部分について考えているところであります。

1 問目の中の2番目にありました村有地の売り払いということですが、これはずっと未利用とか未活用の部分をそのまま放置しておいたままでいいのかというようなお話もありますし、そういった点ではこれがパネルとか云々ということについては私は言及することはできませんけれども、これについて入札をし、活用していただくということで入札等を行っておるところであります。

桜見の場所が必要か、必要でないのかということですが、桜は更別小学校、あるいはほかのところでも点々としてございまして、かなりまとまった部分というのは村の中ではしっかりと見受けられないところもあるのですが、そういうところがあれば非常にいいのではないかなというようなことはありますけれども、絶対にそれが必要であるかどうかということについては、それは希望的な部分でそういう部分が憩いの場所があればいいのかなというようなことを思っています。

3つ目ですが、害虫ですが、これは私も実際に調査した文書がここにあるわけではございませんけれども、以前各農家の庭先に植えられていたというようなことがありまして、作物に悪い害虫が寄ってきたということで、年々見受けられなくなったとい

うことでありますので、そういうような被害があったということをお聞きしております。具体的な経過等についてはここでは言及は、申し上げられないということをおわび申し上げます。

あと、ヤチカンバですけれども、保安していくのに、これについて村の氷河時代から残る道の天然記念物ということでもありますので、その部分はしっかり保全をしていかなければならないということでもあります。ただ、移植等々に関しましては、これはいろんな部分で非常に慎重に対応しなければいけないということもありますし、植生等々も含めまして、他の雑種等々が混入してきているというところもありますので、今答弁の中でも申し上げましたけれども、委員会の中でそういうような形で考えていって、適切な対応をしていきたいというようなことを考えています。

最後ですけれども、私としても今6次計画も立てていますし、村の景観とか自然とか、人も含めてそうですけれども、いろんな部分を含めましてこれは非常に資源だというふうには思っていますし、これは継続していかなければならないというふうには思っています。そういう点では、スモモ、ことしは非常に不作の年に当たりまして、これは因果関係わからないのですけれども、とれていないということがあります。今本当にブランド化されています。高校も含めて、商工会の方々から、あるいはいろんな推進部会とか、あるいは今は遠くは本州からもいろんな問い合わせ、帯広市内からもありました。これは、一つの大きなブランドになるのではないかとこのように考えていますし、それを安定して供給するようなことをしていかなければならないというふうに思います。できれば、大きなことは申し上げられませんが、スモモを今の部分をしっかりと保全していくのと、きちんと管理していくのと、もう一つ安定供給のために、栽培地と言いましたけれども、果樹園なり、そういったものをこの村にしっかりと設定をして、そしてスモモを育てていく、そしてそれをきちんと管理していくということが必要になってくるという認識で今おります。そういう点で検討といいますか、前向きにといいいますか、そういうものを整備するということを答弁させていただいている次第であります。

20年後、30年後、それぞれ含めまして、すももの里も含めまして、いろんな部分で自然景観とかいろんな部分残っています。私は、しっかりとそれを守りながら、何よりも自然だけではなくて、人によります大型農業そのもの、畑そのもの、保安林そのものが、それ全てが村の魅力的な財産であるというふうにお聞きもしていますし、自分自身もそう考えています。そういう点では、しっかりとそれを後世に引き継いでいきたいということをおし上げたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 再質問の中で最後のほうに大型農業という、大型トラクター、これが村長のおっしゃるような更別村の魅力と捉えたところでございますけれども、これをどう展開していくかというのはなかなか難しい問題です。豊かな自然というのは、単純に言うと

僕は田舎の風景だと思っています。この田舎というところに、人と人がつながって和やかな更別村が存在しているのだろう。ましてや、安心して安全な災害に強い自然条件もございます。そこにさらに、村長も言っていました仕事ができる場所ができれば、本当に何も私は心配はないし、更別村は営々とあるのだろうなど、そんな思いでいますが、いかんせん更別村ということの情報は全国的には全くゼロという解釈で私はおります。これは、なかなか難しい問題ですから、今何をやるかということについては、更別村の知名度を上げるということに特化したほうが僕はいいのではないかというふうには実は考えてございます。この情報というところをかなり精密にやっていくことが人口の減少も含めて増加になっていくのでないだろうかと、そういう意味ではスモモの造成地の考え方を少し聞かせていただいたことは大変ありがたいと思っていますが、いずれにしても第5期で私たちが住んでいるまちづくりの中ではなかなか財政困窮にあって、そんなことで生まれたいつまでも住み続けたいというような言葉になったというふうに私は思っています。さらに、第6期ではここに付け加えて、人口増加を目的とする住みたいという言葉について私は評価したいと思っています。ですから、住みたいために何をしていくかということになるのですけれども、先ほども言いました。もうちょっと村としての魅力というものはきちっと示したほうが僕はいいと思うのです。何となくこういうことでないでしょうか、僕はそのところの計画というふうな捉え方をして、森でも何でもいいのです。何が豊かなのだろうということを明確にすることから出発していかないと、次につながっていかないと思います。

それで、最後になりますけれども、また第6期の総合計画のお話しさせていただきます。シンボルメッセージがともにつくるみんなのまちということでございます。これも全員協議会の中でちょっと質問させてもらった経過がありますけれども、私はシンボルメッセージとしてはみんなで考え、みんなで作るということであると、では更別村は何をしたらいいのですか、どんな姿なのですかということが周りに見えない。ですから、これは手段であって、目的ではないのではないかとことを言わせていただきました。これは幾ら言ってもきっと変わるものではないだろうという思いがありますから、新たな言葉の中にブランドメッセージという言葉がございます。更別村のブランドメッセージをしていこうかというところで、私なりに、田舎ですから、そのまま田舎です。そして、のどかな人間とのつながり、そして和やかな人とのつながり。そんなことの更別村に参加しませんかというようなことをブランドメッセージとして考えていて、そしてその更別村の暮らしを高めるといことで、これは通告していませんけれども、そういったブランドメッセージがもし考えがあったらお示ししていただきたい。ないとしても、これをどのように捉えたかぐらいのお答えをいただきたいところでございます。よろしく願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今のところ、発信のところですけども、知名度を上げるということがありました。私もその辺は本当に村長になったときから、いかに発信していくか、発信力が非

常に弱いというところは私自身も感じておりましたので、機会あるごとにそういうような形で努めているわけでございます。全国的にも熱中小学校の講師に来た高知県の馬路村の方がおっしゃっていました。まず、馬路村の特産品あそこにあるわけです。ジュースがあるわけですが、ユズのジュースですけれども、これを売るためには馬路村を売らなければいけないのだと、それを見て商品を買っていくのだというような話がありまして、なるほどというふうなことを思いました。ポスター見ると、東京で見たときに本当に感動したのですけれども、「兄ちゃん、帰ってくる言うたやん」という、大きな子どもが虫取り網とか、麦わら帽子かぶっている絵なのですけれども、商品名は本当に小さく書いてあるのです。ただ、村の名前はすごく大きく書いてあるのです。そして、お盆になったら帰ってくるというようなことを言っていたのに帰ってこなかった。帰っておいでよ、村はいいところだよというようなアピールなのです。それが感銘を与えて、非常にその部分で共感を覚えた方がたくさんおられたというふうに聞いております。知名度を上げる。そして、発信をきちんとしていくということを村瀬議員の言うとおり、キャッチフレーズを明確にしながらやっていかなければいけないというようなことを思っています。

そういう点では、今第6期の総合計画を立てているわけですが、例えばキャッチフレーズの中に、産業の活性化と雇用の創出によって働ける地域ですよ、あるいは人の流れをふやして住みたい、そう思われる地域ですよ、若い世代の希望がかない、子育てがしやすい地域ですよ、誰もが安心して住み続けられる安心、安全、そういうような村なのですよというようなことも含めて、今議員さんがおっしゃったブランドメッセージの提案もありました。そのことを含めてしっかりと検討をしていきたいなというふうなことを思っています。大型農業含めて、どういうふうに展開していくかということについては、私も主体性を持ってリーダー性を発揮しなければいけないということでありまして、今般シーピーツアーによる村長がバスガイドのツアーを組んでいるわけですが、これもみずから自身が村の発信の最先端に立つという意気込みで札幌圏からのお客、あるいは農業、村の魅力を知ってほしい。9月30日にはスノーピークとの包括連携協定をします。環境を守り、安心して生活できるまちづくり、あるいはいろんな点と点が線になってきて、それを面ということでありましたけれども、キャンプ場、あるいはスノーピークのブランド化によりましてポロシリではモバイルハウスというような、こういう景観を重視したものができていまして、これがキャンプ場の利用者が1.6倍に膨らんでいるというようなことにも貢献しているというようなことがありました。どんどんとそういうような手法を取り入れながら、私としても村の魅力を最大限に発揮をし、そして村全体のブランド力を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 質問は私これ3つで終わりますけれども、まずできることの一つとして、札幌駅、帯広駅、更別村のパンフレットはありません。そういうことも含めて、まずそう

いうところを歩いてください。それから進めましょう。

以上で終わります。

○議 長 村瀬さん、議長が発言するのおかしいのですけれども、今害虫という言葉があつて、質問は村内いけませんと。答弁あつたのですけれども、実はこの後に織田議員からシストセンチュウで、それも害虫なのですけれども、害虫という言葉は植物防疫法でアブラムシのことだと思ふのですけれども、きちつとその辺答えてもらつておかないと後で困るから、害虫という言葉だけで流されたら。

○6番村瀬議員 何か3つほど害虫というのがあるようで。

○議 長 植物防疫法で、種芋から、僕が言うの失礼ですけれども、菜種かスモモからは何メートル離しなさいときちつとなっているのです。だから、害虫という言葉で流されると問題があると思います。

○6番村瀬議員 いろいろ私も言いたいことまだありますけれども、よろしいと思います。

○議 長 次に、1番、安村さん。

○1番安村議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づき、ご質問させていただきますというふうに思います。

本議題につきましては、農業の持続的発展、維持に向けた実現可能な具体的諸対策の取り組みについてのご見解を求めさせていただきたいというふうに思います。まず、本村は本年開村70周年の節目を迎えまして、基幹産業である農業は昭和20年代後半、戸数にいたしますと900戸近くの農家があり、その歴史的繁栄が始まりました。しかし、残念ではありますが、繁栄の裏には年平均十数戸の農業者が離農を余儀なくされてきた背景も現実としてあると思います。昭和20年代の農用地の面積が8,000ヘクタール強でしたから、戸当たり平均十数ヘクタールあるいは10ヘクタール程度でございましたが、現在は1戸平均50ヘクタールを超え、機械化され、近代的農業が展開され、かつ近未来としてIT導入によるさらなる進化を図ろうとしています。戸数の減少と耕作面積の拡大が今後も進むとするならば、果たして行政の自律を保つことができるのか。誰しもがはかり知れないことと思いますが、村の維持、存続と経済活動の維持、活性化などさまざまな観点から考えますと、やはり更別村は農業がキーワードになってくるのではないかと思います。

現状では新規作物の導入など目新しい品目もなく、畑作主要4品、酪農、黒毛に特化した経営形態で規模拡大を図り、継続、維持できるのか、大変不安に駆られるのは私一人ではないと思っております。更別村の農業実態は、平成29年度、これはJAの総会の議案にございますけれども、専業農家戸数を215戸とし、農用地耕作面積、おおむね1万1,000ヘクタールとされております。懸念材料として、農用地はおおむね現状維持というふうに推測されるところでございますが、残念ながら農業者の後継者問題、あるいは経済的要因などによる農業を取り巻く環境によっては農業者戸数は極めて不確定であります。基幹産業としての農業をどう捉え、対策を講じていくのか、喫緊なる課題として早急に指針が示されるべき時期が来ているのではないのでしょうか。世界は今人口増に加え、食料調達手法は

グローバル化の名のもとに経済政策の一環としての交渉事となされ、各国のさまざまな思惑も重なり、極めて不安定な状況にあります。環太平洋連携協定、TPPはアメリカの離脱により11カ国による協議で先行き大変不安定な状況でありますし、2国間協定でのEPA、経済連携協定あるいはFTA、自由貿易協定の推移によっては日本農業の存続が危ぶまれ、とりわけ北海道農業、更別農業は、まさに自由貿易により壊滅的打撃を受けるシミュレーションとして提示されているとおりでございます。そこで、更別村としての農業振興対策はもちろんのこと、基幹産業である農業の将来展望を含めた対応策について村長の見解を求めさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目でございますけれども、更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成27年から31年の5カ年で、新規就農を目指す研修制度や農業体験など諸対策についての検討をするとしている条項があります。その検討内容、経緯、現状についてのご説明をまず1点お願いしたいというふうに思います。

2点目でございますけれども、平成27年、既に一般質問でご指摘させていただいておりますが、更別村新規就農者受入特別措置条例並びに施行規則において今の条例、規則では新規参入希望者は困難との認識から改定に向けた要望を提案いたしました。何らいまだ条例、規則の変更はなされていません。そこで、本条例及び規則の必要についての村長の見解を求めたいというふうに思っております。

3点目でございますけれども、近年特に目立つ酪農戸数の加速的な減少傾向は、大変憂慮される事態と認識しております。更別村の基幹産業である農業がいかにあるべきか、問われる時期でもあると思っております。まして、今後加速するTPP交渉など、課題は山積しております。村は、勇断をもって更別村農業の将来像につき選択肢を広げ検討し、基本指針を明確にすべきではないでしょうか。

これら将来に向けた村長の考えがあれば、ご説明、ご回答いただきたいと思いますというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、農家戸数は後継者不足などの理由から減少が続いております。2015年、平成27年の農林業センサスでは農家戸数は234戸となっており、2010年、平成22年と比較すると7戸が減少しております。農家戸数の減少は、農畜産物の生産量の減少のみならず、農村集落のコミュニティ形成にも支障を来しかねない重要な問題であると考えております。

こうしたことから、質問の1点目にあります更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度に策定をし、基本目標の一つとして産業振興と雇用の場の創出によりにぎわいと元気をつくることを掲げ、推進しているところであります。この中で農業を体験する仕組みづくり、新規就農を目指す研修生を受け入れる仕組みづくりの検討を進めるとしておりますけれども、減少の著しい酪農家の労働力軽減を図り、持続可能な酪農を維持する対

策として、哺育・育成牛預託施設を平成28年度から今年度にかけて整備を行いました。同時に、畜産農家の後継者を育成する畜産研修農場の整備について、酪農畜産クラスター協議会内に生産者を含めた検討部会を平成28年度に設置をし、検討を進めてきております。検討部会から、研修農場の必要性のほか、宿泊研修施設の必要性があるとの中間報告があったところであります。これを受けて、更別農業経営生産対策推進会議におきまして、畜産、畑作を含めた宿泊研修施設の検討を行うこととし、農業担い手育成センターの協力員会議に生産者をオブザーバーに加え、視察等を兼ね、検討を精力的に進めてきております。今後まとめられる検討結果をもとに、今年度中に検討し、方向性を出したいというふうに考えております。

2点目のご質問にあります更別村新規就農者受入特別措置条例等に定める新規就農支援策につきましては、平成27年度第2回定例村議会において安村議員さんより質問いただいておりますが、その際には現在の本村の経営規模では就農時から多額な施設投資の負担が伴うことが想定されますので、経営の法人化や多角化の推進などさまざまな形態を模索して、無理なく就農できる環境の整備を含め、各種要件について農業委員会、農協などの関係機関と協議を進めてまいりたいとお答えをしております。この間、先ほどお答えいたしましたとおり、酪農畜産クラスター協議会におきましては畜産研修農場の整備検討を開始するとともに、農業担い手育成センターにおいて宿泊研修施設及び研修プログラムの検討を始めております。整備の方向性がまとまり次第、研修から就農へスムーズに移行できる支援策の構築に努めてまいりたいと考えているところであります。

3点目のご質問であります。更別村農業の基本指針についてですが、TPP、EPA、FTAなど2国間協議を含め、農業を取り巻く国際情勢は先行きが不透明であり、予断を許さない状況になっております。こうした厳しい状況の中ではありますけれども、本村の基幹産業である農業を持続的に発展させるためには、足腰の強い生産基盤づくりが必要であると考えております。現在農業経営生産対策推進会議で第6期の農業振興計画を策定中であり、また村の第6期総合計画も策定作業を進めているところであります。その中でお示しをしたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今3点の細目についてのご質問をまずさせていただきました。これをまとめますと、基本的に私が今回ご質問させていただきたい部分は、更別農業というキーワードの中で農家戸数が減少しているという危機感がまずどうなのかという観点での村長の考え方でございます。このままいきますと、自然減はあっても自然増はないという形になります。その中で対策を具体的に、かつ俊敏に行うということが今必要ではないかという観点から、この3点に分けてあえて質問をさせていただきました。

徐々にまとめていきたいというふうに思いますけれども、まず1点目でご質問させていただきました新規就農に関する部分でございまして、これについては今ご回答いた

だきまして、畜産クラスターの関係で畜産研修農場あるいは宿泊施設等の整備を図っていくのだというご回答をいただきました。これは、この新規就農者の条例等の設置は平成10年の4月1日に施行してございます。細則も含めて施行してございます。その中のもろもろの条文でうたわれている項目でございますけれども、平成10年でございますから、基本的には19年経過して、なおかつまち、人づくりの中での31年までの計画案でございますので、もう来年平成30年ですから、来年度中にある程度のお示しをしたいという回答でございますけれども、もう19年たっていて、また1年の猶予を持って具体案を示すという形になってしまいますと、どう見ても今の農業関係の部分を鑑みますと規模拡大の中の位置づけばかりが前面に出て、農業という基本体系をどうしていこうかというシミュレーションが見えてこないような気がしているのです。それは私の個人的な感覚かもしれませんが、そう見えて仕方がないということでございます。せっかく研修農場だとか、そういう部分をやるのであれば、もう既に十何年前にこの素案は提案しているわけですから、もっと具体的なイメージ、具体的提案をもって進めていただくような形のものでなければならぬと思っています。その点一歩踏み込む形になりますけれども、その中の村長の考えがあれば、まずお聞きさせていただきたいという形でございます。

2点目の受け入れ条例につきましては、基本的には条例があつて、規則があつて、かつ今更別村のホームページを見ますと新規就農者援助という形で、あくまでも新規に参入してきた方々に対しては村に定住して農業を始めていただくというために、酪農、畑作については村500万、農協500万の支援対策を講じますという提案がまず1点ございます。その中で非常に私がこの条例との関連の中で心配しているのは、文言が村平均規模以上という項目が酪農も畑作も加わっております。これでは、はっきり言って今畑作50ヘクタール超えています。酪農もおおむね耕作面積が40なり50近くになっています。飼養頭数も戸当たりになると60頭を超えているような形になります。そうなりますと、新規就農と簡単に言えますけれども、多分村長もシミュレーションしていると思うのですけれども、新規参入するための資金ってどのぐらいかかるかということ、多分今の更別村の農地価格、あるいは施設、あるいは機械入れると1億以上かかってくると思います、間違いなく。それで新規就農を誘導できるのかという非常に重い課題があるにもかかわらず、何ら手もつけず、これは平成10年から1億かかるって言われていたわけですから、そのときは新たな施策でもっと村も農協もある程度手厚い方法をしましょう、支援をしましょうということで動いてきたのは事実です。平成14年なり15年なりに一部改定して、支援の援助としてはこのぐらいの金額になったのですけれども、そこはこれからのことを考えると規模拡大についての見解はあると思いますから、それはまずお答えいただきたいと思うのですけれども、私は更別村の基幹産業である農業という位置づけの中ではもっともっと選択肢、新しく入ってこられる方が前段でもありましたように住みたい、住んでみたい、何か企業を起こしたいというための手法としていろんな部分の選択肢、幅広い選択肢の一環として農業に対するPR、アピールはもっともっとすべきですし、もっと気軽に村に参入するなりなんなり、

新規参入の希望者からご連絡をいただけるような、そういうPRもしていかなければならないと思っているのですけれども、今の状態ですと絶対というか、新規参入したいという希望者は多分いらっしゃらないし、選択肢もない。まして、村の平均以上の飼養頭数だ、面積だと言われたら、平たく言えば来るなど言っているのと同じようなものです。それではいけないという感覚がまず村長にあるのかどうか。ちょっとまとめ方下手なのですけれども、農業というキーワードの中でどう今後向けていくかという部分の重要なポイントだと思いますので、その点の押さえ方という部分の見解をまずご説明いただければと、説明というか、回答いただければというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんの質問ですけれども、お答えをさせていただきたいと思いません。

危機感を持っているのかということで、戸数の減少については、これは私は危機感を持っています。だからこそといますか、まず酪農家の減少については、これは歯どめをかけなければいけないということでJAの理事者と1年間話し合いをして、この間完成をしましたけれども、本当にたくさんの方が活用していただけたら酪農振興につながるのではないかというようなことを思っていますけれども、そういう形で行っています。やはりうちの村の基幹産業は農業ですから、農業の基盤が確立をされて、それがより一層充実、発展をしていかなければならないということは重々そう思っていますし、そうしなければいけないというふうに思っています。これは、村だけではできないことであり、JAさん、あるいは関係機関と連携をとりながらしなければいけないということと、国際情勢等今かなり厳しい状況になっていて、先行き不安定、議員がご指摘のとおりそういうふうな状況になっています。いかに更別の農業を守り、十勝の農業を守り、ひいては日本の農業を守っていくかという、そういう大きなグローバルな視点に立って地元でも頑張っていかなければいけないのかなというふうなことを思っています。

ハードルは非常に高いということで、平成27年度の第2回の定例村議会でお答えをさせていただいております。その中で、やっぱりこれは検討していかなければいけないのだと、最初にかかる設備投資とか、同じ規模であるとこれは到底若い人たちが入ってきても新規就農は非常に難しい、高いハードルではないかというようなことをご指摘を受けております。今何も進めていないということではありませんが、関係機関とJAさん含めまして、新規就農の先ほど言いました受入特別措置条例、我が村にありますけれども、これについて抜本的な改定を今検討しております。速やかにこれを改定して、参入できるような体制を整えていきたいというふうなことを思っていますので、それをご報告申し上げます。

また、農業の担い手については、農業担い手センター、育成センターを設立して、担い手の確保、この部分を中心になってくるところもあるのですけれども、新規就農者ばかりではなくて、後継者の問題、それと配偶者です。婚活も含めまして、若い後継者の研修機会等々も含めまして、総合的に新規就農も含めまして今取り組みを進めているところであ

ります。しっかりとした基盤整備のためにも、農業担い手の育成をしっかり行っていかなければならないという認識でありますので、そういうふうな形でご理解いただけたらというふうに思います。

また、大規模な部分については、それは集約化されてきておりますので、その部分もしっかり、後継者が私としては自分の感覚としては村外へ出た若者たちが今返ってきて農業を継いでいるというような現状もありますし、その中で意欲的に新しい6次化とか、いろんな部分の付加価値をつける農業にも一歩足を踏み込んだ姿が見られます。脈々と流れている農業経営の生産技術とかありますから、それを若者たちに受け継いでいくというのは非常に困難なところあるかもしれませんが、今熱中小学校のほうに東大のほうのクレスト等が来ていまして、農研機構等が入っております。その中で人工知能を使って、それだけでは済まないと思いますけれども、最先端の農業技術、あるいは継続されてきた土づくりとか、いろんな技術、それを集約した形でスムーズに後継者へそれを接続していくというような形で、科学的な技術分野も取り込みながら後継者問題について、あるいは新規就農の担い手について考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご回答いただきましたけれども、酪農対策、昨年度からことしにかけてということで哺育施設等ご尽力いただきましたことにこれからの酪農に対する村長の思いというのはよく理解できるのですけれども、あくまでも現状維持対策であって、将来的な部分の酪農対策では決してないということだけは、ちょっと私は注文をつけたいというか、少し異論があるところでございます。

それで、今つらつら回答いただきましたけれども、具体的に、最後でございますので、まず今クラスター協会で畜産研修農場並びに研修施設の関係のご質問させていただき、前向きに検討し、それなりの実施に向けたというご回答をいただきました。来年度までにはある程度具体的な素案といいますか、具体的な案を示したいということでございますので、それらについて研修農場の捉え方、あるいは宿泊施設、本当に大事なことでございますけれども、その捉え方というものは、村長の今知り得るといえるか、考えている範疇で構いませんので、その点のご回答をいただければというふうに思っています。

あとは、条例等については関係機関もありますので、今後検討しながらという形になりますけれども、これは私としては早急に入りやすい条件づくりの一環としての捉え方を踏まえた提案をしていただき、きちっともう少し早目にそれらの条例、規則を改定していただきたい。これは要望申し上げたいというふうに思います。

もう一点、第6期の総合計画の中で僕が心配しているのは、主要項目は見えてはいるのですが、農業に対する新たな発想といいますか、それが私としては理解できないというか、なかなか入ってこない部分があるのです。それらについての新たな発想の組み入れについて、ある程度村長の思いもあるでしょうけれども、発想があれば、それらについて

のご回答もいただければというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 お答えいたします。

1つ目の研修農場あるいは宿泊施設等々のことに関しましてですけれども、これはお話ししますと哺育・育成牛預託施設の補助を国あるいは道に申請に行ったときに道のほうからも国のほうからも強く言われまして、ぜひとも若者が研修する場所をそれと並行してつくってもらいたいと。持続可能な農業ということをしていくためには、あるいは酪農を継続して定着させていくためには、減らさないためにはそれが絶対必要であると、これは当然ですよ。というようなこともされていますし、その点からクラスターの部分で動いております。部会の中で各地に本当に精力的に視察に行っております。その視察報告も読んでいますけれども、その部分ではそれぞれのところで主体が生産者であったり、あるいはJAであったり、村であったり、それが総合されたものであったりして、研修農場をどんどん、どんどんそういうような形で設立をしていくと。その中で一定の研修を経まして就農していくというようなパターンの報告がありました。その中では、将来的にそういうものが絶対必要であるということと、今具体的にどういう形で研修農場をどこに設置していくかというところの検討、今そこまできております。今ご提示ができると思うのですけれども、その中の協議によって研修施設の形態あるいはその部分についてご提案できるというふうに考えております。もちろんその中で議論になってきたのは、今聞いておりますのは、私もそうだと思いますけれども、当然その研修施設をつくれればここに来る研修生の宿泊施設が必要であるということで、それをきちんと研修施設と同時に宿泊施設も含めてこれは設置をする必要があるということで報告を聞いております。今それに向けてスピード感を持って協議をし、具体的に提示に向けて方向性を示すということで進んでいるところでございます。

2つ目は、条例改正等ですけれども、先ほど説明申し上げましたけれども、19年たっておりますので、これはどうして今まで手がつけられなかったのかとご指摘されればそのとおりでありますし、幾ら農業基盤あるいは農業規模が変わったからといって、その中で土地、土地によって分析をして、そしてその中で方向性を示すのが当然行政としても関係機関としても当たり前なことだというふうに私は認識しております。したがって、早急に条例、先ほど答弁で申し上げましたとおり条例改正に向けて、抜本的な改正に向けて取り組んで、提示をしていきたいというふうに考えております。

3つ目ですけれども、第6期の総合計画ですけれども、展望性というところに関しましては現状の分析と基本的な考え、取り組み方針、そして将来像に向けた部分について、作物の栽培、新規の栽培とか新規参入機会の拡充、農業参入の拡充、あるいはいろんな形で提案をしておりますけれども、不足の部分もあると思います。また、国際的な関係でこれから国際協力をどのようにつけていくのかというようなことと、10年先の農業を見通してのいろんな形での提案というのでも掲載していかなければならない。そのとおりであると思

いますので、それについては今検討中でございますので、その部分ご指摘も受けながら、
登載できるように検討させていただきたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。ちょっと残念なのですけれども、規模拡大に
対する今の更別村の農業のあり方論についてご回答いただけていないのですけれども、そ
こだけは。私の聞いている重要な項目でございますので、今の規模に対して今後も規模拡
大を認容していくのか、認容せざるを得ないのか、それとも先ほど言いましたように新規
参入者の部分をきちっと整備しながら導入も含めて図っていくのか、この部分が不明なの
で、その回答だけいただきたいです。

○議 長 西山村長。

○村 長 では、議長のお許しを得ましたので、答弁させていただきます。

新規参入者の部分の課題と今のうちの村の農業の特色である大規模農業、日本一の農業
は、これは競合することではないというふうに考えております。この大規模な日本一の農
業の展開をする中で、いかにその中で新規参入者を迎え入れていくかという方策を考
えるべきであって、それは互いに競合し、それはどちらかというような選択肢ではないとい
うふうに思っておりますので、大規模な村の大規模農業の特性も生かしながら、そしてそ
中でいかに新規参入を図っていくかという課題について取り組んでまいりたいというふう
に思います。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。これからの農業でございますので、選択肢を
多く持って、農業が衰退しないような形の施策を村長は勇断をもって進めていただきた
いとお願ひも含めて提案させていただき、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議 長 次に、4番、織田さん。

○4番織田議員 議長の許可を得ましたので、ジャガイモシストセンチュウ対策について
質問させていただきます。

更別村内においてジャガイモシストセンチュウが低密度ではありますが、発生が確認さ
れました。その後関係機関の定めるルールに基づきまして地域の土壌検査が行われていま
す。発生圃場においては、馬鈴しょの作付もきちんと4年以上の輪作を守り、模範となる
作付をしてきていますが、いつシストセンチュウが圃場に入ったのか、思い当たる原因が
わからないと言われております。これからは、まず原因の特定と蔓延防止対策が重要になり
ます。発生地域においては、蔓延防止のために毎回圃場を出るときの機械等の洗浄などい
ろいろな対応をしていますが、労働力の面、また経済面からも大変負担が大きくなってき
ています。風評被害も一部で心配されます。農地を守るために地域が一丸となって対応し

ていますが、これにも限界があります。また、村内でも農協を初め、農作業をサポートしている会社や農産物を輸送している会社でも蔓延防止のために洗浄などの徹底に努めていますが、それも大変な負担となっています。このように、各関係者が協力、努力していますが、行政として更別村の基幹産業である農業を守り、その基本となる農地を守る上からも、このシストセンチュウの蔓延防止のためにどのような対策をとり、支援を考えているのか、村長にお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんの質問にお答えをいたします。

ジャガイモシストセンチュウは、人間が摂取しても人体に影響はなく、圃場内の発生密度が高くなければ馬鈴しょの生育にも影響はありません。しかしながら、抵抗性品種以外の馬鈴しょの作付を行うと発生密度が高くなり、また当該圃場での馬鈴しょの生育に悪影響を及ぼします。また、卵を内包したシストのまま土の中で10年以上死滅することがないため、圃場内の土に紛れて他の圃場へ拡散する恐れがあることから、植物防疫法の規定に基づき、農林水産大臣が定める種馬鈴しょ検疫規程において有害動物に指定をされております。このため、馬鈴しょ生産者は毎年使用予定種馬鈴しょ検査及び作付予定圃場検査を実施することとされております。今般当該検査を実施した来年の馬鈴しょ作付圃場559筆のうち1筆で疑似サンプルが検出され、更別農協から北海道農業研究センターに検定を依頼した結果、7月25日にジャガイモシストセンチュウであることが確認されたところであります。北海道内では55市町村で発生が確認されており、十勝管内では本村が8市町村目となります。

ご質問にあります発生原因の特定につきましては、農協で調査を進めることとされておりますが、どのような経路でシストを含んだ土が侵入したかを特定することは事実上不可能であると思われれます。現在は、被害の軽減に向けた対策を取り進めるため、北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針により、7月28日に更別農協ジャガイモシストセンチュウ対策本部が設置をされております。村内農業関係機関、関連事業者が一丸となって蔓延防止対策を進めることとしております。蔓延防止対策としては、4年以上の適正輪作を守るとともに、馬鈴しょを作付する場合は抵抗性品種を導入するなどの発生密度を抑制する対策のほか、圃場の土の持ち出し、持ち込みを避けることが重要でありますことから、生産者はもとより集出荷等の関連事業者に対しても車両洗浄の励行等が周知をされております。現在は収穫作業の真っ最中であり、こうした取り組みは生産者、関連事業者にも大きな負担となっているところではございますけれども、風評被害等を避けるためにもしっかりと取り組みを進めていただくことが更別農業を守る一番の方法であると考えております。こうした関係者各位の努力を無駄にせぬよう、山菜とりなど圃場に立ち入る可能性がある一般住民に対しましては、今月発行の広報さらべつ9月号におきまして注意喚起を行っているところであります。今後の支援につきましては、発生地域の特定を行うための土壌検診への出役など人的な支援のほか、農協利用倉庫内に自動洗車装置やコンテ

ナ洗浄装置の設置が検討されているとお聞きいたしておりますので、財政的な支援についても検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 私は、今村長も申しておりましたけれども、発生圃場内のセンチウをふやさないためには輪作を守り続けていくことは一定の効果があるとは思いますが、それよりも今いるセンチウ密度を減らし、限りなくゼロに近づけていく必要があると思います。センチウの卵は、先ほど村長言われたとおり低温や乾燥に強く、10年以上も生存すると言われております。そして、馬鈴しょをつくることにより成虫になります。そこにシストセンチウに抵抗性のある馬鈴しょをつくることによって、成虫になったセンチウは養分がとれなくなって餓死してしまいます。結果的には卵の数を減らすと言われております。そこで、これからの発生地域の対策として、また村内における予防対策として抵抗品種の導入は大変重要だと思います。しかし、抵抗品種にはいろんな種類がありまして、今作付されて馬鈴しょと比較しましても、病気、収量、価格、そして収穫時期などそれぞれ今の品種に劣る面も、種類によって違いはありますが、あります。このようにリスクのある抵抗品種を導入し、普及を進めていく上で今後どのような支援対策を考えられるのか、ひとつお答えをお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 シストセンチウ対策につきましては、先ほどご回答申し上げましたとおり、今般設置されました対策本部の協議等々に従いまして、蔓延防止対策について今織田議員さんがおっしゃられたとおりのところの部分で、抵抗品種も作付もその一つに、選択肢の中にあると思います。ただ、私もお聞きしますと、収穫時期とか価格、収量等を含めますと非常にリスクのある、課題のある部分だというふうに聞いております。私は、基本的に村としては対策本部で決められました、あるいは十勝のシストセンチウの防疫対策会議のマニュアル、あるいはその蔓延防止のプロセスに従って粛々と村としても取り組みを進め、あるいは協力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 それでは、もう一点、ちょっと違う角度から質問させていただきます。

今更別のシストセンチウ、きちんと輪作体系を4年以上守っても実際はふえてしまったという観点から、更別の作物は小麦、ビート、馬鈴しょ、豆類を基本として4年輪作をとっていますが、それでもセンチウが発生してしまったということ、あるいは豆類に対しても過作によると見られるセンチウが発生しています。この4年輪作を5年、6年輪作に延ばすことができれば大きなセンチウ対策や予防につながると思っております。村には、多少雑草は生えていますけれども、試験圃もありますし、また若くて意欲的な農業者も多くいます。そしてまた、農協あるいは畜産大学などの関係機関、試験機関、そして

食品工場、それと今村長もたびたび通っております熱中小学校の参加者など多くの関係者に協力を求めながら、広い視野に立って、国内、国外でつくられている作物の中から広い更別の耕作面積に合った第5、第6の作物を見出し、その作付を定着させていくことが必要であると思います。それが10年、20年後の更別の農業に大きく貢献することとなると思います。そこで、私は行政が中心となって、各関係機関に働きかけて次の作物を見出し、定着させ、またそれを特産化させていくことが必要でないかと思いますので、ぜひ村が主導した形でそういう組織を立ち上げるなりを進めていただきたいと思いますので、その辺最後に村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんのご質問にお答えします。

この村の農業、これだけ豊かになってきたというのは、これまでの生産者のご苦勞があったことによって成り立っているというふうに考えております。4年輪作体制、しっかりとそういうふうな形で守っていただく。あるいは、先ほどご提案がありましたとおり、時によっては、本当にご苦勞はわかりますけれども、5、6年の輪作とか、そういうような形でいろいろな手だてがありますし、その部分については私もJAさんとタッグを組んで協力をしていきたいというふうに考えています。村にも圃場もありますし、いろんな部分もあります。最後のご指摘の点で第6の作物ということもありましたけれども、今本当に広い視野に立ってやるということが必要であるということもありますし、農研機構とか村と色々な形で協定を交わしたり、新しい作物について挑戦しようという若い生産者たちもいます。これは限らない可能性でもありますし、こういう困難に直面したときこそピンチをチャンスに変える必要があるというふうに思います。本当に今大きな課題を背負いましたけれども、そこから一歩でも二歩でも前向きに前進をしていくことこそが更別の農業を守っていくことになるというふうに思いますので、この辺を含めまして、行政が主体的になって新しい作物の開発とか、関係機関と連携してそういうような農業技術あるいはいろいろな部分についての取り組みを前向きに積極的に開始をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 どうもありがとうございました。

◎会議時間の延長

○議 長 本日の会議時間は議事の都合によって延長します。

この際、午後6時まで休憩といたします。

午後 0時15分 休憩

午後 6時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 村政に関する一般質問（続行）

○議 長 村政に関する一般質問を再開をいたします。

順次発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 それでは、通告書に従い、一般質問させていただきます。

今回の私の一般質問は、旧更南小学校のグラウンドの跡地の再整備についてでございます。人口対策としての郊外型の団地造成の整備と定住化促進住宅の建設については、以前にも村長に質問させていただいたところであります。同グラウンドの跡地は、ご承知のように約1.2ヘクタールあります。ドロノキやタモ、クルミなどの大木も育てております。地域の中では平坦地で景観もよく、整備することで郊外型の団地造成や施設等の建設場所など多くの可能性を持っている土地だと私は思っております。しかし、平成23年に植栽したミズナラ、アオダモのほか柳だとか雑草が現在は大変生い茂っているところであります。今やジャングルのような無残な姿になっていることは、非常に残念なことであります。ご承知のように、更南地域は学校を中心としたコミュニティー活動が盛んに行われ、当時の人口は更別、上更別に次ぐ地域だったと記憶しておりますが、時代とともに今では村の中で最も人口減少の激しい地域になったと思っております。これ以上この地域を疲弊させないためにも、農業の振興策はもちろんのこと、公共用地である同グラウンドの跡地を利用した人口増対策ができないものか。人口が全てだとは思いませんけれども、人口の推移は交流人口も含め、その地域の活気のパロメーターでないかと思っております。

そこで、再度の提案となりますが、ドロノキやタモなどの大木を生かしたミニ公園の造成と郊外型の団地造成についてであります。郊外型の団地造成は、村内では民間が手がけた更別東区のどんぐり団地、上更別区のオークヴィレッジ、それと村が整備した勢雄区のセオイの里などがあります。一般の宅地分譲とは違い、購入希望者のニーズも多種多様で、時間も完売するまでに長い時間がかかるなど、慎重さも求められるところでありますけれども、環境を整えた上で村の政策である住宅建設補助や起業者に対する補助など、更別に移住する優位性を積極的にPRすることによってこの事業が前に進むものだと期待しているところでもございます。現在山林となっている旧更南小学校のグラウンドの跡地について、その後どのような検討がなされ、どのような結論に至ったのか。また、まだ結論に至っていないとするならば、どのような方向性を考えているのか、村長にお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんの旧更南小学校グラウンド跡地の再整備に伴う郊外型団地造成等についてのご質問にお答えいたします。

旧更南小学校につきましては、昭和59年3月に小学校としての歴史を閉じた後、芸術を志す愛好家によるどんぐり工房に校舎や住宅を貸与、現在は売却しておりますが、絵画や木工などの創作活動に取り組む方が定着し、地域住民の皆さんとの交流も深めておりました。その後次第に入居者が減少いたしまして、現在2世帯が居住するのみとなっております。次に、グラウンド跡地につきましては、閉校後は地域住民の触れ合いや活動の場として慕われてまいりましたけれども、高齢化や地域内の人口の減少とともにグラウンドとしての利用が次第に減少し、雑草や樹木の自生が目立つようになったことから、住民協働事業により地域の皆さんの手で環境整備が今日まで行われてきたところであります。平成23年には、村全体としての自然環境保全などのために森林環境保全整備事業等の補助を受け、敷地面積約1.2ヘクタールのうち0.68ヘクタールの用地内にミズナラを868本、アオダモを600本、桜を20本植栽しております。翌年以降は村有林の生育管理として道補助事業による下刈りと森林保護事業による殺鼠剤散布を平成26年までの3年間にわたって行っており、現在に至っているところであります。

そこで、議員からの質問のミニ公園の造成と郊外型の団地造成についてでありますけれども、本村の郊外型を含む更別市街地以外の宅地分譲状況につきましては、ご質問にありますとおり上更別、オークヴィレッジ、更別東区のどんぐり団地が民間事業により行われ、村においては勢雄区のセオイの里を行っております。セオイの里5区画については、平成26年2月に完売したところでございます。移住定住対策につきましては、現在策定作業を進めております更別村第6期総合計画の中で重点的に取り組まなければならないと考えるところであります。その施策として宅地分譲については、定住化促進のため取り組むものと考えておりますし、購入希望者からは生活の利便性が求められると想定されております。このことから、更別市街における分譲を優先的に進める中、中心地の活性化をまず図ってまいりたいと考えております。一方、豊かな自然と景観、広大な敷地を魅力と捉え、郊外型の宅地を求めるニーズは一定程度あるものと考えております。しかしながら、郊外型宅地造成を進めるには造成に係るコストはもとより、その後見込まれる行政コスト等を十分考慮する必要があります。加えて、当該地については植樹とその後の管理に補助事業を活用しており、そのような状況を踏まえ、慎重に判断しなければならないと考えているところであります。以上のことから、移住定住対策の観点としては更別市街地での宅地分譲を優先的に考え、郊外型については移住希望者の潜在的なニーズ等を調査し、実施の可否を判断していきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の答弁で平成23年に国や道、あるいはこれはなかったですけども、民間からの補助を受けて更南小学校のグラウンド跡地に植栽されたということであります。既に6年を経過しており、一つの計画を立て、そしてまた補助を受けたということになれば当然計画変更という形になるかと思えます。それで、非常に難しいということは十分

察するところであるのですけれども、反面非常に残念だなというふうには私は思っております。先ほども説明でも申し上げましたけれども、旧更南小学校のグラウンドはご承知のように非常にその地域としては平坦地です。ですから、私も個人的には生まれ育ったという部分もありますけれども、そういうところで木を植えてしまうのはいかがなものかということで、私は相当憤りを持っているところであります。ことしは開村70周年を迎えて、この地域にあった旧更南中学校の跡地にも村民挙げて植樹祭が行われたということで、先ほど同僚議員のほうからもありましたけれども、私も参加させていただきました。私は、木を植栽することに関しては、その大切さ、そしてまた必要性については十分理解しているつもりであります。ただ、そういったことを推進する側に立ったとしても、場所だとか、それから何をどういうふうにして、樹木の種類ですね、そういったことも含めて20年先、30年先の計画でなければだめなのだろうと私は思っております。現在山林とはいえ、雑木、雑草で荒れ果てた無残な姿になっている。これが現実であります。この土地について何かまだ私は利活用できるというふうに思っているわけですがけれども、山林は山林です。再度村長にお聞きしたいのですけれども、あの状態で本当に村長はいいと思っているのかどうか、この点について再度質問したいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今の上田議員さんの質問にお答えしていきます。

23年度にニトリ北海道応援基金のほうから苗木の助成とかありまして、それで経過しているわけですがけれども、24年、25年、26年と下刈りとか殺鼠剤の散布とかということで整備に心がけてきました。5年に1遍ということで、森林経営計画等に基づきまして一定の整備はしていきたいなというようなことは感じております。20年、30年後の利活用、それとそのままの状況ということでは非常に問題ではないかというようなご指摘でございました。私も何回か現地を訪れておりますし、いろいろな形で見ております。混雑した状況でありますので、こちらの計画を踏まえて、整備といいますか、木を切ったり、そういうこともしなければいけないのかなというようなことを考えていますし、それは計画に沿ってやっていきたいというようなことを考えております。

検討状況なのですけれども、決して検討していないわけではありませんが、役場庁舎内における土地利用会議等々で協議をしております。ただ、結論としては保留ということでありまして、その後は各課とか企画担当課、あるいは理事者のほうと検討していきたいなというようなことを考えています。1つ問題がありますのは、上田議員もご存じだと思うのですけれども、補助事業が終わってから5年間は転用、これが認められていないといえますか、不可ということになって、返還対象ということになっておりますので、切れるのが平成27年から31年度ということで、転用というのですか、宅地造成等々を含めて考えますと平成32年以降は可能ですけれども、それ以前となりますといただいた補助金とかいろんな部分で返還をしなければならないという複雑な問題が生じてまいります。そういう点で今日までこういう形で整備、あるいは不十分なところがありますけれども、こういうふ

うなことで推移してきているわけでありますので、その部分について32年度以降に向けて検討を進めることもあるのかなというようなことも考えております。ただし、その際の条件としては、地域の意向とか、今上田さんがご指摘のとおり、いろんな部分のご指摘がありましたので、その部分はしっかり考えていかなければいけないというふうに思っております。ただ、更南地区というところで愛着も大いにあるということなのですから、私としては村全体のことも考えなければいけないということもわかってほしいと思いますし、農村部に共通する人口減少等の問題も含めまして、利活用等についてはいろんな意味でほかの場所の部分についても頑張っていかなければいけないかなというようなことを思っておりますということで、お答えとさせていただきます。

○議長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今説明を受けたわけなのですから、私は郊外型の団地造成というのは市街地の団地造成とは全く趣旨が違うというふうにいつも思っているところであります。先ほど村長の説明でもありましたけれども、自然の中での生活を好む人、あるいは企業を山の中で起こしたい人、あるいは田舎暮らしをしたい人、ニーズはさまざまだと思います。答弁の中で私ちょっと気になるのは、購入者の希望ニーズを把握したいのだというようなことを前回も村長おっしゃったかと思うのですけれども、私はそれは無理だと思うのです。なぜ無理かという、行政側がある程度メニューをそろえて提供して、それを見ている人が選んでいく、そういうスタイルにしなかったら広がっていかないというふうに私は思っているものですから、ニーズ調査を先にするというような考え方というのはいかがなものかなというふうに私は日ごろから思っているところであります。

それから、さまざまなニーズに対応した人口増対策は進めなければならないということが1つです。そのためには、先ほど村長言いましたように、私は更南ということを行いましたけれども、更南に限らず全体を見ていかなければならない、それは私も同感であります。ただ、そういった場所を提供するためには日ごろから公用地を十分確保していく必要があるというふうに私は思っております。ともすれば、今遊休地になっているから即売らなければならないだとか、すぐ事業を展開しなければならないという発想というのは私はまずいと思っているのです。ということは、その時々に応じていろんな考え方があると思います。確かに第6次の総合計画に搭載しなければならないということもありますけれども、時代の流れですから、土地は余っているのではなくて、確保していくべきだというふうに私は思っているところであります。今回のグラウンドの跡地のように、一たび山林として補助を受けて事業を展開すれば、当然用途変更は難しいということは、これは百も承知であります。ですから、何か事業を展開する、それから売却するときには本当に慎重な対応が必要だというふうに私は思っております。

私はこのグラウンドの跡地については、行く行くは郊外型の団地造成なんかはやはり希望していきたいなというふうに思っております。ただ、今の説明でもありましたけれども、今すぐ整備ができないということになれば、当分の間は下草を刈るだとか、そういった環

境をきれいにして、そして第三者の目にとまるような土地にしていかなければならない。荒れ果てたところでこの土地に誰か何か興味ありますかと言ったって、これはあるわけではないのです。ですから、まず環境を整えた上で、その上で将来の考え方というか、検討をしていくということなら私は納得できるわけなのですけれども、その点について下草を刈るなど環境整備も含めて村長はそういった考え方持っているのか、再度お聞きして私の最後の質問とさせていただきますと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今のご質問にお答えしたいと思います。

遊休地ですけれども、売却等については、これは私は慎重に考えて行っているつもりですし、年数等々のこともありますけれども、利活用等については有効に活用していただければと思いますし、そういうような呼びかけも村としては数十年間にわたって行ってきたところであるというふうにお聞きしております。その辺については変わりありませんし、村の財産でございますから、その辺については慎重な上にも慎重な検討あるいは売却等に努めていかなければならないということで、ごもつともであると思っています。

下草刈り等の問題については、当グラウンドについては平成27年で終了ということで、以降は他の森林管理と同じ扱いで行うということとなっております。決してそのことで下草刈り等々を行わないということではありませんので、その辺についてはしっかりと検討させていただきたいし、景観としても余りにも、私も何回も行っておりますので、ちょっと混雑しているような状況でありますと非常に見ばえも悪いということもありますので、その辺も考えていきたいと思っています。と申しますのも、第6期の総合計画の中にも、小面積の宅地など住宅分譲へのニーズは多様化しており、場所も含め多様なニーズに対応した宅地の分譲を行っていききたいというふうなことを掲載しようと考えております。例えば現在の分譲地の推進ということで、市街地もそうですけれども、空港の利便性とか、近郊の立地条件を生かしたPR、あるいはニーズに対応した分譲というのは、今上田議員さんがおっしゃったように本当にニーズは多様で、農村地区にそういう建物が欲しい、こういう建物が欲しい、あるいは林間とか、いろんな場所というふうなところもあります。そういうような農村地域の立地条件を生かした、あるいは林帯とか、そういう条件を生かした部分について検討するというところで掲載をしていきたいというふうに考えておりますし、リラクタウン構想でも申しましたけれども、障害者や高齢者を含めたそういう構想の中でも宅地分譲の検討をしていくというふうな形で挙げております。

そういうような形で、農村部も将来的には後継者不足等の、あるいは市街地に見られるような空き家とか、いろんな部分が出てくる可能性もあります。そういう部分についてもしっかり対応していきたいというふうに思っていますし、人口減少対策は空き家の出現も含めて、そういうようなところも含めて想定して推し進める必要があると思います。20年後、30年後を見越したときに、そういうような分譲についての考え方、今いろんな形で村を訪れる方もふえておりますし、上更別地区に高齢者の方が住宅を建てたり、あるいはセ

オイの里、あるいはいろんなどころに、林地とかそういうところに建ててくださっている移住者の方もおられます。そういう方もしっかりと把握をしながら、今後そういう方たちの分譲に適した状況というものをつくり出すために、村としても最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 次に、2番、太田さん。

○2番太田議員 通告に従い、質問させていただきます。

質問事項は、子育て応援課、園、幼稚園、保育園、それと保護者との情報と意識の共有についてです。子育て応援課が設置され、約1年半がたちました。子育て応援課は、子ども・子育て行政窓口の集約化による住民利便性の向上を図り、子育て支援策の充実と安心して子育てできる環境の充実につなげるため設置され、障害、発達段階の相談や発達の診断から検診、支援など、住民サービスの向上につなげ、子ども・子育ての指令塔になり、スピード感ある体制を確立して充実を図っています。しかし、園、幼稚園、保育園に目を向けてみると、子育て応援課と園、保護者と情報交換する場の仕組み、取り組み、意見を聞き出す方法について希薄に感じます。保護者の気づきや疑問に思うことを園はどう取り入れ、どう子育て応援課と連携しているのか、創意工夫を凝らす環境整備が不十分だと感じます。意見箱を設置して意見、質問、回答、共有までを三位一体となって情報交換をし、共有できれば、表面化してこなかった問題や未解決のままだった問題など、新しい解決方法を見出すこともできると思いますし、ひらめきや気づきを得るためにはたくさんの情報を知り得ておく必要があると思います。保護者からの聞き取り、つくり上げた環境整備が村長の目指す日本一の子育て村につながるのではないのでしょうか。住民も一緒にアイデアを出し合える環境が村長の政治公約にある子育て応援課を設置した意味にもなってくると思います。教育現場の経験者だからこそ、強く課題を感じるのではないかと思いますし、子どもの環境づくりにはなくてはならないことだと思いますが、お伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さんの子育て応援課、園、幼稚園、保育園、保護者との情報と意識の共有についてのご質問にお答えをしたいというふうに思います。

子育て応援課、幼稚園、保育園、保護者との情報交換する場や取り組み、意見を聞き出す方法につきまして、保護者の気づきや疑問に思うことを幼稚園、保育園がどう聞き入れ、どう子育て応援課と連携しているかということですが、幼稚園、保育園に通わせている保護者としてはその保育内容について疑問やわかりづらい点があるというのは事実であるというふうに思います。幼稚園は幼稚園教育要領に基づく教育課程、指導計画を、保育園は保育所保育指針に基づく保育計画、指導計画によって就学前教育、保育を行っております。その幼稚園教育要領、保育所保育指針の狙い、内容である5つの領域、つまり心身の健康に関する領域である健康、人とのかかわりに対する領域である人間関係、身近な環境とのかかわりに関する領域である環境、言葉の獲得に関する領域である言葉、感性と

表現に関する領域である表現につきましては、教育要領、保育指針とともに3歳から5歳児については全て同じであるため、幼稚園、保育園での遊びを通した保育の目指す姿は同じであります。幼稚園、保育園を運営するに当たり、その保育の狙いや内容、その位置づけなどを保護者が理解できるよう丁寧に説明することが重要であります。ですから、園からの文書配付だけではなく、子どもの送迎時であるとか、参観日、行事、運動会等の園行事、PTA、保護者会など保護者と接する機会なども利用して、日ごろより保護者とのコミュニケーションを深めることがとても重要であるというふうに考えております。保育現場での課題は保育現場で解決することが大事ではありますが、幼稚園、保育園を所轄する子育て応援課では対応できない、しないということではありません。いつでもご相談をしていただきたいというふうに考えております。

ご質問のとおり、情報交換する環境づくり、情報を共有し、創意工夫を凝らす現場づくりをするためには、保護者と幼稚園、保育園、子育て応援課がともに子どもを育てる共同の保育者として共通の認識を持つことが必要であります。その方法論の一つとして意見箱も設置してあるというふうに聞いておりますし、何らかの形で工夫した設置の方法も考えなければいけないというふうに考えています。意見箱を設置することが目的ではなく、それが問題解決につながるというふうには短絡的にはいかないというふうに思いますので、やはり直接的なコミュニケーションとか、保護者と幼稚園、保育園、子育て応援課が一体となって情報と意識の共有化をこれから図っていけるように、村としても環境づくりに最大限努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 意見箱についても、どれだけ村が保護者や園の思っていることや悩み不安などを取り入れるかという一つのツールにすぎないと思っているのです。もちろんそれをやる、やらないを検討する前にまずやってみるということは当然重要なことだと思うし、まずどういうふうに寄り添うかと考えたときには、意見箱は簡単にできることなのです。なので、先ほど答弁の中で保護者と幼稚園、保育園、子育て応援課が共同保育者として認識を持つことが大変重要であるにご答弁いただきましたが、そういったことは当然のことです、保護者や園の指令塔、先頭に立っていかなければならないのかなと思っています。そして、保護者からの意見をしっかり園で吸い取り、園で吸い取ったことを課でどのような検討をして、どういう認識のもとどう対応するのか、どう応えてよりよくするのか、そこが課にとってもっともっと話し合わなければいけない、把握していかなければいけない部分だと私は思っております。

説明会なども順次開いて、これからも開いていく予定であると思いますが、以前にも幼稚園で幼保一元化というか、こども園に向けての説明会などもありましたけれども、そのとき私も実は参加させていただいて、どういった人が来たかという、主にどんぐり福祉会の方、あと先生だけしかいらっしゃいませんでした。幼稚園の保護者とかももっともっ

と意見集約する場とかに集まってもらおうとか、そういう意識のもと来てもらわなければならないにもかかわらずそういった状況で、なかなか周知はされていないのかなと思いました。万が一そういうことで一元化を目指すと、あのおとき話ししたよねなんていうことをしても、意見集約は全くできていないことになります。意見集約しなければならないということに私は意見箱ということも言いましたけれども、ほかにもPTA役員会、こういったものに積極的に子育て応援課が参加するというのは、私は課ができたこととしてやらなければいけないことだと本当に思っております。子育て応援課が何ができるか、意見収集をしやすい場所になっていかなければならないのではないかなと思っております。

村長は、なぜ子育て応援課をつくったのか。課が主導して就学前の子どもの環境と保護者たち、そのあり方をよりよくするためにどうしたかったのか。私は、村長の教育者として現場経験者としてのもっとも熱い思い、こうしたいのだという指針が今の答弁ではなく、これからもっと聞きたいと思うのですけれども、その辺今何が必要かということを改めてお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今の大変重要なご指摘であったと思います。応援課をつくったのは、やはり村を担っていくのは子どもたちであります。そのためには、就学前というよりも、ゼロ歳から、ひいては妊娠をした、あるいはその前のときから子育てについて村が主導をとってしっかりと支援をしていくということが村の未来につながっていくというふうに考えております。子どもは村の宝でありますし、村の未来そのものであるというふうに私は考えております。ただ、制度的な、あるいは業務的なものでしたのではありません。それは、幼稚園が文科省、保育園が厚生労働省という二元化の中で、幼保一元化というのは言葉としては今非常に古いというふうに言われております。5歳児が義務教育化され、そしてそれまでの幼児教育、乳幼児教育が無償化につながっていくというような国の動向を見ていると、国としてもしっかりとそこはきちんと国の未来を考えてしていかなければならないということから考えたときに、私は単に事務的な部分ということではなくて、子どもをいかに育み、育てていくかという観点で応援課をつくったわけでありまして。応援課という名称そのものがそこに流れています。地域ぐるみで親御さんも含めて家庭、地域連携して、そして子どもを地域ぐるみで育てていく。決して預けるとか預かるとかという関係が土台にあって、保育は園が主、幼稚園は園が主、家庭は預けて安心、あるいは園に協力するだけでいい、そういうようなことではなくて、子どもの姿、いろんな部分の姿をしっかりと捉えて乳幼児教育をしていなければ、保育をしていかなければならないということです。つまり地域の財産として親や地域とともにつくる子育て、そしてともにつくる幼稚園、保育園の発想というのが大事なわけでありまして。就学前教育というよりも、それぞれ乳幼児から特性を持った子どもたちであります。その発達に即して、いかにそれに寄り添って、また親御さんに寄り添い、そして地域の助けをいただきながら、そして子どもを親とともに、保護者とともに、地域とともに育てていく、これが全てであります。そのためにある

のが応援課であります。

そういう形で考えていくなれば、非常に残念であります。太田議員さんの指摘されたように、共有化ができていないとか、あるいは声が届いていないというのは、これは普段から子どもの育ちは園から、幼稚園、保育園、両園もそうですけれども、やっぱり伝えていかなければいけません。あるいはコミュニケーションをとっていく。そして、親は親、子は子ではなくして、お互いに育ち合っていくというのが本当の姿であります。これが本当の子育てでありますし、子育てであります。したがって、この姿をきちんと伝えていく、あるいはコミュニケーションの部分でその部分に支障があるということは、極めて遺憾であるというふうに思っています。子育て応援課の果たす役割は、本当に今重要になっていきます。国の方向性、道の方向性も含めまして、乳幼児教育あるいは子どもの育ちというところの部分については大きな転換期にきていると考えています。その部分では、細かいところまで配慮した行政のサービス等も含めてしっかりと子育て応援課が携わっていかなければなりませんし、私自身も反省として、さまざまな保護者会とか、いろんな説明会に出向いて直接保護者と語り合う、あるいはいろんな場面でそういうような形でコミュニケーションをとっていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 村長の寄り添う姿、お互いに育ち合う、そんな姿を子育て応援課が主導となって園を本当に盛り上げてというか、保護者や園の先生方からも不満のない本当にいいものをつくってほしいなと思います。

そして、村が主導する中で、園ということであれば幼稚園、保育園とのかかわりというものは密接になってくるとは思うのですが、そこで延長保育ということがありますよね。幼稚園では今延長保育をしているのですが、二十数名の利用があります。それは、全体四十数名から見ると約50%の利用の中、先ほど一番最初の答弁で幼稚園は教育要領、保育園は保育指針とありましたが、延長保育というのは名前のとおり保育の時間だと私は思っております。ですが、保護者から私が少し聞く上での意見というか、そういったことでもあるのですが、保育の時間なのに、村長一元化模索しているはずなのに幼稚園と保育園ってどうして全然交流しないのだろうと、私もこれは本当に疑問に思います。交流していないわけではないのですが、それが年長だけとか、たまにとか、そういったことは何かおかしいのかなと私は感じているところです。午後の延長保育はどちらの指導要領でも保育の時間ですから、一緒に交流できる時間をつくっていけるのではないかなと思っております。

幼い幼稚園に通う子どもが帰りに保育園のほうを見て、泥んこ遊びしてみたいと、私それ聞いたときは胸が痛いような気持ちになりました。村が主導して委託している保育園、村が主導してやっている幼稚園、2つとも同じ土俵でありながら、隣にある幼稚園が柵一つで子どもたちがなかなか交流できない。そういう環境にあるというのは、子育て応援課

をつくった意義というのはここにも私はあると思っています。そのほかにも、保護者からの意見ですけれども、学童に関することもございました。なぜ就学前の幼児と12歳までの児童が一緒になれるのかなど、体力の差が歴然として、同じ場所で遊んだときに事故やけがのリスクは村はどうやって考えているのだろう。学童をどんぐり福祉会に業務委託しているけれども、こんなことを解決できなかつたら一元化に向けてわだかまりをつくるだけではないのと、そういった声も聞こえてきます。そういったことを解決していくのが子育て応援課ですよ。住民の声を聞き、よりよい環境の場をつくる。課の持つ課題を積極的に持ちかけ、アイデアを募る。そういったことを、保護者、子どもを預けている人に何か変わったこと、そういったことを感じてもらえることを積極的にやっていかなければいけないのではと思います。このままでは、一歩進んで村長が何か進めようと思ったときにはわだかまりだけつくるような気がしてなりません。そういったことにならないためにも、今村長の熱い答弁のとおり子育て応援課をしっかりと導いていくということも必要ですし、保護者や園の理解を得ながら徹底した環境整備というものが必要になってきます。再度村長、私の質問聞いた中で総括していただけたらと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今いろいろ厳しいご指摘もあったわけですが、お答えをしたいというふうに思います。

幼稚園で行われている延長保育や一時預かりといいますが、預かり保育等も行っておりますけれども、その中でこれを保育として考えて、この時間もそうであろうということでもあります。今幼保一元化といいますが、認定こども園化に向けて一歩、上更別もそういうような形で、幼稚園型ではありますけれども、来年から実施をします。そういった中におきましては、3歳から5歳までの指針は幼稚園であろうと保育園であろうと全て同じであります。だから、その領域の分野に従って、多少アプローチの違いはあるとは思いますが、その部分はしっかりと詰めて、しっかりとやっていかなければいけないなというようなことを思っています。特に今職員の研修も頻繁に行われているというふうなことを聞いておりますし、また子どもの交流については年間計画を立てて、幼稚園、保育園としっかりと行っているというふうに聞いております。だから、その部分についてはしっかりとその都度反省をしながら、しっかりとやっていただきたいなというようなことを思っています。

あと、子どもの交流のこともありましたけれども、学童といろんな部分も含めて課題もあるわけですし、議会からのご指摘もありますし、委員会からの厳しいご指摘もありますし、私は早急に解決しなければいけないなというようなことを考えています。一つの手段として、それが認定こども園を中心とする子ども支援エリアといいますが、上更別地域でいきますと上更別認定こども園、学童、それと保育機能を含む部分が支援エリアになるわけですが、私は幼稚園、保育園、そして学童のある部分を支援エリアというふうに考えております。また、その整備を課題を1つずつ整理しながら解決していかなければ

ならないというふうに考えています。幼稚園の保護者であれ、保育園の保護者であれ、思いは一つであります。それは、大人の立場ではなくて、子どもをいかに育てていくかということにあります。その1点であります。だから、行政は子ども第一主義、あるいはチルドレンファーストと言いますが、そういう部分でしっかりと施策をしていかなければならないというふうに考えています。その部分で親御さんたちの交流等、いろいろ積極的に進めてもらったらいと思いますし、きっといろんな価値観とかいろんな子育てに対する思いや願い、悩みは一緒だと思うのです。その部分で交流が希薄であったという部分については、今後応援課等も含めて私も含めて積極的にそういう部分について交流を深めるような施策を今後進めていきたいというふうに考えております。

子ども・子育て応援宣言を昨年行っております。その中にも書いてありますとおり、子ども・子育て理念の基本であります家庭、学校、地域、職域、その他全ての村民がそれぞれの役割を果たし、お互い協力し合うことで更別村に住めば安心して子どもを産み育てることができ、いつまでも住み続けたい村と実感できる。そのため、村として子ども・子育て応援により一層取り組み、子どもからお年寄りまで笑い声と笑顔があふれる一人一人が輝く村、子どももお年寄りも含めてそうです。そういうようなものを応援宣言として宣言をしております。これからもその1点が決してぶれることなく、私自身としてはその部分を中心に、子育て応援課を中心に子育て支援について積極的に施策を打ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 幼稚園、保育園、交流していくことで、何か不安なこともあるかと思いますが、私は村長の今の答弁を聞く限りではプラスのことのほうが断然多いと思います。なので、幼稚園や保育園の特色をどんどん出して行って、創意工夫したすばらしい園にしていく、主導をもってして行ってほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 長 次に、3番、高木さん。

○3番高木議員 通告書に従い、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回の質問の内容につきましては、子育て環境の整備についてということで、更別地区の幼保一元化の現状は今どうなっているのかという部分についてご質問したいと思っております。子育て、この関係につきまして一般質問につきましてはこれで3回目、4回目という形になってきますが、きょうは今後の更別地区の具体的な進め方も含めてご質問していきたいなと思っております。現在上更別地区では幼稚園型の認定こども園が建設中であり、来年度には保育の充実が図られ、スタートされます。地域に根差した子育ての環境が整います。更別地区の現状は、公立の幼稚園、民間による保育園が共存し、子育てを支えています。前村長のときから一元化については検討され、西山村長に継承され、少しずつ実現に向け進んできました。上更別地区では、一元化とは違い、幼稚園の建てかえの一環

でのこども園への移行という認識で捉えております。この課題については何度か質問しているわけですが、一元化に向けて検討を進めていくとの発言は今まで何度となくされておりますが、現在どのような進捗状況か、情報提供ができる範囲内で考えをお伺いしたいなと思っております。

さらに、子育て委員会、幼稚園PTA、保育園保護者会等の意見交換もされていると思います。さらに、子育ての集いも開催され、幼稚園業務の子育て応援課への移行もされているところであります。今後市民や関係機関の意見を聞きながら進めていく考えだと思いますが、現状では調整が難しいのではないかと思っております。さまざまな意見がある中、村行政の方向性やリーダーシップが重要ではないでしょうか。住民も現状の情報だけでは難しい判断に迫られています。長年幼稚園教育を進めてきた村の歩みもあります。上更別地区との格差ができることがないように進めることも重要です。早期実現に向けて村長の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員さんのご質問の子育て環境の整備についてお答えを申し上げます。

ご質問の子育て環境の整備につきましては、国においても少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針であります少子化社会対策大綱を平成27年3月に閣議決定、子ども・子育て支援法などいわゆる子ども・子育て関連3法による子ども・子育て支援新事業が平成27年4月からスタートしております。更別村におきましても更別村子ども・子育て支援事業計画を策定、子ども・子育て支援に取り組んでいるところであります。

更別地区の幼保一元化についてであります。昨年12月の高木議員さんからの一般質問にもお答えいたしました。5歳児までの就学前教育、保育については子ども・子育て支援新制度の趣旨からも一体的に取り進める体制を整えるということは大変重要であることから、幼稚園の運営につきましては今年度より教育委員会から子育て応援課へ業務を移行しております。上更別地区におきましては、上更別幼稚園改築にあわせた幼保一元化による子育て環境の充実を図っていきますけれども、更別地区は幼稚園と保育園の2園があり、保護者の就労状況など選択して利用することができておりますが、少子化が進み、少ない人数を2カ所で保育することになりますので、将来的な子育て環境を考えたときに関係機関、地域、保護者などの十分な理解を得ながら認定こども園へ移行し、就学前教育、保育の幼保一元化を図っていきたいというふうに考えております。認定こども園の認定を受けるには、1つ目に就学前の子どもに幼児教育、保育を提供する機能、つまり保護者が働いているか、いないかにかかわらず受け入れ、そして教育、保育を一体的に行う機能ということであり、2つ目に地域における子育て支援を行う機能、つまり全ての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能が必要というふうに考えております。認定こども園のタイプには、1つ目には認可保育所が幼稚園機能を備える保育所型、2つ目は認可幼稚園が保育所機能を備える幼稚園型、3つ目は認可保

育所と認可幼稚園が一体的な運営を行う幼保連携型、4つ目は認可外の保育所、幼稚園による地域裁量型で、これは更別村には該当しません。

次に、就学前教育、保育の運営に関しましては、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づき行うこととなりますが、その狙い、内容である5つの領域、健康、人間関係、環境、言葉、表現につきましては3から5歳までは全て一字一句同じものとなっております。つまりどこの認定こども園のタイプを選択しても、就学前教育、保育の内容が変わることがないという制度となっております。このことから、更別地区の認定こども園への移行につきましては、認可保育園として平成16年から運営実績のある社会福祉法人どんぐり福祉会が認定こども園へ移行することが望ましいと考えております。認可保育所からの円滑な移行のためには、保育所型の認定こども園として就学前教育、保育の幼保一元化を図り、更別地域の子育て支援をより一層充実するため、関係機関、地域、保護者などの理解を得る機会を設けていきたいというふうに考えています。さまざまな課題がありますけれども、その問題を一つ一つ解決をしながら、また理解を得ながら丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 答弁どうもありがとうございました。村長のほうから、更別地区においては型としては保育園型ということで今考えを持っているというようなお話でありました。前段の太田議員の質問等にもいろいろとかぶる部分はたくさんありますが、そのときの村長の答弁の中で、子どもたちは一体的に平等に村全体が責任を持って育てるのだというような回答をしていたところであります。しかしながら、今更別地区において、上更別では幼稚園型ということで幼稚園を残したこども園という形で運営をする形で進んでいます。そういうこととなりますと、更別地区に幼稚園をなくすのかという、こういう問題も出てくるわけです。更別村としては、昭和49年に保育所から幼稚園に移行をし、ずっとここ40年近く幼稚園を維持しながら、幼稚園教育というものをしながら小学校、中学校へとつなげていくという教育的な部分をずっと進めてきた経緯もあります。そういう部分で、確かに指針としては、保育園型になろうが幼稚園型であろうが幼保連携型であろうが3歳から5歳までの求めるものは同じだと、一言一句違うものはないと村長が強く回答していますが、アプローチの仕方も含め、さらに細かい部分においてはやはり差は必ず出てきます。国では幼稚園も2歳児からの受け入れということも今後検討するというような話も出ている中で、さらに小学校、中学校の教育レベルの学力低下も含めて、さらに国際的な英語の授業というような部分を含めていくと、簡単に全てが同じだから全てできるのだというような部分もちょっと難しいのではないかなと考えております。

ここで更別地区と上更別地区とのこども園のあり方が違うということは、更別村の全体での整合性も含め、保育料、さらに授業の内容、保育の仕方も含めさまざまな格差が必ず生まれてくるということを考えますと、今現時点での基本的な方向性としては、やはり幼

稚園機能を残したこども園という形を基本の方向性として進めていかなければ、いろいろな問題が必ず将来的に出てくるのではないかなと思っております。いろいろな細かい部分のことについては次の質問でさせていただきますが、ここで村長に、村として更別の幼稚園をどうするのか、村としてそれを残す考えがあるのかどうかという部分を含めて、今思っている方向性、そういうものを示していただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘、ご質問ありましたところでありますけれども、先ほど言いましたように、保育園型ということで望ましいというようなことをお話しさせていただきました。その中で、全体として責任を持っていくというようなことで、先ほどの太田議員の答弁等、あるいは幼稚園機能がなくなるのではないか、幼稚園がなくなるのではないかという話でありますけれども、私は決してそうは思っておりません。幼稚園機能は残りますし、幼稚園のカリキュラムもその部分でしっかりと構築をしなければいけませんし、上更別も保育園型といたしますけれども、その要綱については一緒になるわけでありますから、またゼロから1、2歳も入ってきますので、その部分のカリキュラム等を今職員の研修でいろんな形で行っておりますけれども、その部分をしっかりと構築をしなければいけないのかなというようなことを思っています。自分としては、村からそういうものをなくすということではなくて、新たに本当に乳幼児保育あるいは教育の原点に立ち戻ろうというようなお話であります。

更別幼稚園は、先ほどお話ありましたように昭和49年5月1日、旧高等学校の部分を活用しながら始まりました。正面ホールの左を保育所、右を幼稚園という形で始まっております。また、50年には更別地区で午前、幼稚園、午後、希望者による午後保育、昭和47年までありました5カ所の季節保育所がこの時点で全廃ということになっております。その時点で上更別は当初から3歳児以上の午後保育も行っていたということでありまして、また今のどんぐり共同保育所は平成5年8月に南更別区の民家から始まり、本善寺、そして今サッチャル館となっていますけれども、旧内田邸を皮切りに、平成16年にオープン、そして次の年に幼稚園が新しく新築をされたということでもあります。私は、この村の歴史はそれぞれ幼稚園教育あるいは保育所の保育という部分ではなくて、そこは融合された歴史が脈々と受け継がれているというふうに考えております。

したがって、今回の認定こども園につきましては、型はありますけれども、それぞれの幼稚園型とか、事業主体のこともありますけれども、その部分については村の乳幼児保育、教育の原点に立ち返り、そこにまた戻るということであります。新しい制度ではありますけれども、国の制度は少子化、そういうような部分で待機児童等のいろんなことありますけれども、私自身としてはそのことよりもそれまで培ってきた保育、教育を脈々と受け継いでいく新しい転機になっていくのではないかなというような形で考えております。そういった点で、こちらの市街地、更別市街地におきましては公立と民間ということもあります

し、そういった部分が認定こども園に移行する場合いろんな部分のさまざまな課題があるわけですが、民間に委託することが望ましいのではないかと。保育内容については、これは一緒ですから、中身については一生懸命議論をして、そして行事等も含めましていろんなことについてしっかり議論をしていかなければなりませんし、保護者会等々、両方の園同士も含めて、保護者会同士も含めて、あるいは先生方同士も含めましてしっかりと考えていかなければなりませんし、一つ一つの課題を解決していきながら、そういう方向に持って行ってほしいなというようなことを思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 村長の考え方、思いというのは十分理解はします。理解はしますが、やはりそれは難しいのではないかなと思っております。上更別は幼稚園型ということで、許可も認定も文科省という形になります。保育園型となれば、それは厚労省になります。幼保連携型となれば内閣府というような、さまざまな許可、認可等も含めてそれは必ず分かっているわけで、全てが同じですよと言われても、それは各省の今後の指針、方向性も含めて大きく変わる可能性もあるわけです。そういう部分を見ると、上更別地区と更別地区の型が変わるとするのは相当厳しいのではないかなと、現状ではやりづらいという認識を持っています。

細かいところから言いますと、民間に全てを委託するということによって村のかかわり方、これが大きく変わっていきます。上更別についてはまだ教育委員会がかかわれるような体制が残っているわけですから、村がかかわれる状況がたくさんありますが、もし更別地区を完全に民間に全てをお任せするとなると、確かに意見交換、さまざまな村の方針等を伝えながら連携をしていけばできると言われればそれまでですが、なかなかそこまで踏み込めないという部分も必ず出てきます。それは、現在コムニの里を見れば十分わかることでありまして、今コムニの里でさまざまな課題があって、いろんな状況の中、今新たに進めようという中で、その一番の原因が民間が行う中で村のかかわり方が難しかったと、これが一番の原因だと思っております。今度更別地区のこども園にその方式を使うとなると、それは将来的に大きな問題を起こす可能性も多々あるという認識を持っております。

村長は、村が妊娠時から5歳児まで、ちっちゃな子どもたちに村がかかわって支援をしていくのだと先ほど答弁をしていました。そういう考えであるならば、しっかりと村がかかわれるような体制づくりというものをきちっと続けていかなければ、確かに今の民間の保育園の運営すごくすばらしいし、村としては本当に任せられる体制づくりになっているのかもしれませんが、それだけでは安心して全ての子どもを預けられるという保証にはなりません。そういうことも含めて、いかに村がかかわれるかということをきっちりと精査しなければならないのだろーと思っております。こういう小さな村ですから、地域の形成も含めていろんな分野から角度を変えながらしっかりと判断をしなければならないということもありますので、しっかりと検討していただきたいと思っております。

こども園の型としては、幼稚園型、保育園型、さらに幼保連携型の中にも3つの型があります。幼稚園型、保育園型、さらに公私連携型という、この3つの幼保連携型のこども園があります。今の現状で考えれば、公私連携幼保連携型こども園というのが更別には現状的には一番合う形なのではないかなと思っております。基本幼保連携型のこども園を進めるとなると、公設民営では許可が出ないという形になっております。更別においては、幼稚園が公設、保育園が民間ということがありますので、これを一緒にするとなると幼保連携型のこども園という形ではスタートできないという形になります。そういうことも含めると、公私連携型という幼稚園の今の公的な部分を残しつつ、さらに民間の保育所という部分を残しつつ、そこで協定を結んだ中で進めていくというような型の方向性が更別に一番合った連携の仕方ではないかというふうに思うところです。

こういう部分については、まだまださまざまな条例等も含めまして細かい部分を検討しなければなりません。そういう部分を保護者、幼稚園PTA、さらに保育園の保護者会等も含めて広く村民に情報提供をして、こういう方法もあります、こういう方法もありますということをしつくりと説明しなければ、今村民の中で認定こども園ってどんなものという部分では理解はまだ全然できていないと思います。これがどの方法が一番いいのかという部分の判断材料が一つもない中で皆さん、どうしますかと聞いたところで、皆さん意見も出てきません。だからこそ村がリーダーシップをとって、こういう形もあります。さらに、財政的にはこういうことがあって、こういうことになっていきます。保護者負担はこうなっていくのですと、そういうシミュレーションもきつくりとつくった中で、そういうものをある程度つくった中で提示をして、意見を集約して、さらにその中でどの方向性が一番いいのかという判断をしていかなければならない。今現時点で何も情報が流れていない。地域の声が集約されていない。この状況の中でこの形でいく、この方向性でいくというのはちょっと危険ではないかなと僕は思っております。

そういう部分でまだまだこれからさまざまな部分を関係者、地域みんなと検討しなければならないのだらうと思っております。本来であれば上更別の幼稚園がこども園に移行するときに更別地区も一緒に移行できれば、これが一番いい形で全ていい形になったとは思いますが、それは現状の更別村の事情というものがあつて、上更別が先に幼稚園型ということでスタートしたわけですから、それはそれできつくりとやっつけていかなければならないということもありますので、早急にこども園に移行していくのをみんな望んでいいるのですが、課題が余りにも多すぎます。そういう部分でしっかりとその部分の検討はされるべきだと思いますので、そういう部分について今の質問の中も含めて村長はどういう判断をされるか、ご回答いただければ。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今高木議員さんご質問、ご指摘のところもごもっともだと思います。いろんな点で課題もありますし、リーダー性とか主体性を示せということでありましたので、私としては一定の方向性を何にも出さないで議論しても、先ほどどうしますかと言ってもそ

これは判断基準がないということでもありますので、私としては財政状況とかいろいろありますし、それに付随して保育料の問題とか、体制とか、委託の部分のところでどこが担っていくとかということもありますし、公私連携というのもありますけれども、現状維持とか、いろんなこともあると思うのです。ただ、今議論していかないと、そして私の方向性というのですか、応援課をつくってそういう形で法人に委託していくのがスムーズな移行ではないかというようなこともありますけれども、山積する課題はいっぱいあります。だから、その部分はしっかりとやっていかなければ、詰めていかなければいけないというようなこともありますし、意見集約、あるいは村民に対しての情報提供ということも含めまして、いろんな部分で考えていかなければなりませんし、そこはご指摘のとおりしっかりとやらなければいけないというふうに思います。

その部分で上更別地域の特色とか、こちらの思っている特色もありますけれども、基本的には、先ほど来から答弁していますけれども、私は一体でなければならないというふうに考えていますし、働いていようと働いていまいと、そういうようなさまざまな状況にありましても保育、教育を受ける状況は一緒でなければならないと思います。ところが、さもすると制度とか、大人の側から働いているとか、働いていないとか、いろんな部分含めて、こっちが不利になるとか、不利益になるとかといういろんな議論が出ていますよね。そういう側面もあるのですけれども、私は最初に、先ほど太田議員に言ったとおり、やっぱり子ども第一ということで、ではどういう保育、教育が必要なのかということを含めてしっかりと今本当に考えていかなければいけないということで、その部分はせつかく3歳から5歳まで一緒になるわけですから、その指針も一緒になっていくということもありますから、その辺の部分いろんな段階といいますか、先生方の段階、園の段階、保護者の段階、応援課の段階も含めて、また村のリーダーシップ等々の問題も含めてしっかりとやっていかなければならないというふうに考えているところであります。

また、教育委員会等々のお話ありましたが、私は村の保育所に関しても法人に対しても指導、監督、いろんな部分でしておりますし、これは教育委員会が行っていることとほぼ同じことであるというふうに考えています。また、丁寧にとということでは、去年の12月の総合教育会議の中では民設移管が望ましいのではないかと、民設運営が望ましいのではないかとということで、先日子ども・子育て委員会の中で各PTA会長等いる中では民設で民間主導で進めるのがよろしいのではないかとというような発言をしております。その中で意見は出ませんでしたけれども、いろんなその辺でお話ししたいこともいっぱいあるでしょうから、その部分も含めて各種委員会、夢大地もありますし、いろんな部分を含めて、もちろん第6次の総合計画にも掲載していかなければいけないということもありますので、その辺も含めて山積する課題について真摯に対応しながら一つ一ついろんな取り組みを、課題解決に向けての取り組み、幼保一元化という目標に向けて、子ども第一主義に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございました。村長はどうしても保育園型ということ
でいこうという考えなのかもしれませんが、ここは一步引いていただいた中で検討しな
ければ、今の現状ではちょっと厳しいと言わざるを得ないと思っております。確かに今の保
育園、法人の方々は一生涯懸命やっています。十分担えると思います。思いますが、それ
では村のかかわりとしては希薄になる可能性はどうしても大きくなります。子どもたち全員
をどのような人たちに、将来大きくなっていく子どもたちの未来を考えると、教育と
いう部分も含めて幼稚園の教育要領という部分も大切に必ずなってきます、将来的には。
そういう部分も受け入れられるような体制というものもどうしてもつくらないとならな
いと思っておりますので、ここは急ぎたい気持ちは十分わかりますが、きっちりと精査を
していただかないとこども園への移行はなかなか難しいと思っております。こども園一元化
することはもう何回もこちらからお願いしているところでもありますので、ぜひ進めてほ
しいと思っております。そういう部分できっちりと精査のほうをよろしく願いをして、質
問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議 長 次に、7番、本多さん。

○7番本多議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させてい
だきます。

今回の質問でございますけれども、役場庁舎の冷房施設の設置とエレベーターの施設整
備についてということで質問させていただきたいと思っております。近年の地球温暖化の影響と
思われる異常気象により、北海道十勝においても気象観測の上でも過去に例のない異常気
象が発生しております。気温については、以前は気温が上昇しても北海道らしい暑さであ
ったものが近年は気温の上昇とともに内地府県と同様に不快を感じる暑さになりました。
また、ここ道東においても全国で一番高い日が記録されることもあります。そこで、庁舎
内の環境整備の必要があるというふうに思っております。村民の来客はもとより職員の職
場の環境改善のためにも冷房施設の設置をしてはどうか。

次に、エレベーターの設置でございますが、これについては昨年同僚議員が9月に質問
しておりますが、再度質問させていただきます。今後団塊の世代が加わり、ますます高齢
化が進む中、公共施設のバリアフリー化は進められておりますが、役場庁舎において2階、
3階にある階段の障壁は解消されておらず、高齢者や障害者の利用に支障を来し、公平な
行政サービスとはなっておりません。現在議会や行政に関心を持っていただくため、広く
議会の傍聴を呼びかけてナイター議会を開いておりますが、これらの障壁を解消しなけれ
ば、積極的な住民参加の行政にはなっていないというふうに思っております。よって、
公平な行政サービスを行うためにもエレベーターの整備が必要だと考えます。そこで、村
長の所見をお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 役場庁舎の冷暖房施設の設置とエレベーター施設整備について、本多議員さ

んのご質問にお答えしたいというふうに思います。

ご質問にあるとおり、地球温暖化が叫ばれて久しく、地球温暖化の緩和策としてさまざまな自主的な努力及び政策による対策が現在進められているところであります。地球規模で気温の上昇も見られ、地球温暖化の影響なのかはわかりませんが、本年7月には更別村でも最高気温が30度を超える日が4日間連続しました。7月15日には最高気温36.2度を記録いたしました。当然ながら庁舎内の室温も高温となる日が続いておりました。村では、これまで夏季の間は軽装化による快適な執務環境を整えることを目的にクールビズに取り組んでまいりましたが、本来クールビズは軽装化により冷房時の室温設定を上げることにより冷房設備の使用に伴う消費電力と排熱を抑制することにあります。地球温暖化防止などの環境保全に向けた取り組みを推進するものであります。環境省がクールビズで推奨する室温は28度であり、冷房施設を整えている自治体のほとんどが冷房使用時の室温を28度に設定しているところと認識しております。更別村の7月21日の最高気温は31.1度で、この日の午後1時の役場庁舎内の温度は28度であり、室内温度のみに着目すれば冷房設備を整えている自治体に取り組むクールビズによる環境とほとんど変わりがないものとなっております。

庁舎全体に冷房設備を整備するとなれば数千万円規模の改修をしなければならず、限られた財源による効率的な村政運営が求められている状況の中ではでき得る限りの行政コストの削減は必要であり、冷房設備の整備が本当に住民の望むところなのか、慎重に判断しなければならないと考えております。また、本年更別村で最高気温が30度を超えた日は7日となっております。仮に室温を28度に設定したとすれば、年間に冷房設備が稼働する日は数日にとどまります。数千万円規模の改修工事に対する効果には疑問を持たざるをえないと考えているところであります。したがって、今のところ庁舎全体に冷房設備を整備する考えはありませんけれども、決して職員の労働環境を軽視するものではありません。また、平均気温の上昇により職員の健康に影響する可能性があるとするれば、より安価な方法により室温を下げる工夫を検討していかなければならないと考えております。また、来庁される方が長時間庁舎内にとどまる上での冷房対策が必要であるというふうな観点でいえば、庁舎内の一部、例えば会議室などに限って冷房設備を整備することも検討したいというふうに思っております。いずれにいたしましても、庁舎を訪れる方には心地よい庁舎環境をご提供したいと考えておりますし、職員が快適な環境で職務を遂行することは極めて重要なものと認識しておりますが、本来のクールビズの趣旨を考えますとき、冷房設備の使用が地球温暖化に与える影響、さらには村の財政状況とのバランスを考慮し、判断しなければならないというふうに考えているところであります。

続きまして、役場庁舎内のエレベーター設置に関するご質問にお答えします。前日も織田議員さんからでしたでしょうか、質問がございました。そのときにもお答えしているのですが、身障者や高齢者の方にとってエレベーターが設置されていないということは、役場の3階、例えばきょうのように傍聴に来るときには大変な困難とご苦労をかけて

いるということは本当に申しわけないというふうに思っています。本庁舎は構造上建物の内部にエレベーターを設置することが困難であるということから、設置費用が高額となることが予想されております。したがって、設置工事に要する費用、設置後の維持管理費、住民ニーズなどさまざまな角度から時間をかけて検討したいというふうに考えております。エレベーターが設置されていない状況下の中では、住民サービスに支障を決して、してはならないということでありますので、階段の上りおりが困難なお客様が来庁された際には職員みずからが1階において対応させていただくように心がけております。また、議会を傍聴するためにはどうしても階段を上って3階まで行かなければなりませんけれども、例えば庁舎内放送により1階のロビーで議会の様子を音声等で聞けるようにするなど、工夫でより多くの方に議会に触れていただける機会をつくってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 答弁ありがとうございました。冷房施設やエレベーター施設は、昔は本当にぜいたくなものだったわけですが、近年民間はもとより一般家庭においてもかなり普及が進んでおります。私は管内の庁舎を調べてみたのですが、帯広市と新築された幕別町が冷房完備されているということですが、緊急性、またどうしても必要とするものでなかったり、財政事情もありまして、後回しにされることが実態なのかなというふうに思っております。しかし、役場や公共施設の環境改善は、村民はもとよりふえ続ける高齢者や障害のある方に平等に利活用していただくためにも村民が訪れやすい環境にすることが大変重要ではないかなというふうに思っております。また、災害時には対策本部設置など防災のかなめとなる役場庁舎でありますので、整備が必要というふうに考えております。また、このことにつきましては、一般住民の方から村、そして議会にも要望書が提出されております。これは、私は大変重要で、重く受けとめなければいけないなというふうに思っております。村長は、その辺住民の声をどんなふうに受けとめておられるのかお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 本多議員さんお話ありましたように、私のところにも要望書が届いております。今管内、新築の幕別町と帯広市ということでありましたけれども、足寄町は庁舎が建ってから、38度超とか、冬も30度になる庁舎ということで、後づけでそういうようなことを設置しているというふうなことであります。後づけなので、総務での集中管理ではなくて、各課の管理に近いというふうなことで置いてあります。そういうような形で、幕別町、足寄町、帯広市というふうなことであります。あとの町村につきましては、特にコンピューターが入っている電算室ですか、セキュリティーとか、集中的な行政サービスに使う、そういうような部分、通信設備です。そういうような部分で入っておりますというふうなことで、前回もお話をさせていただいたのですけれども、本当にいろんなところを、各課

というか、関連する課で調べてもらいました。費用とか、機種、それとつけることにすれば一体どこになるのかというようなこととか、中づけというのですか、庁舎外づけが望ましいというようなことで、昔からの経過があって、いろんな部分のお話も聞いたけれども、今の庁舎は55年に建設し、36年経過しておりますけれども、耐震補強工事をしたことによって通常60年が使用可能ということで、織田議員さんにもご回答申し上げたのですけれども、残り25年程度は使用可能な庁舎であるというようなことを考えましたときに、要望を決してないがしろにするわけではありませんけれども、いろんな部分で今数千万円という形でつけるということについてはちょっと検討させていただきたいなということを思っています。ニーズもしっかり受けとめながら、そして先ほどもありましたけれども、1階におりてきてお話をするとか、新たに手すりを階段に設置をしていると思うのですけれども、そんなようなこととか対応をしていきたいというふうに思っております。要望は要望の部分で本当に大事な部分でありますから、それを軽視するという姿勢はありません。その中も含めましてしっかりと検討させていただきたいなというようなことが私の本旨であります。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 庁舎の環境整備ということは、村長がただいまおっしゃいましたように多額の費用と維持管理費といった経費がかかってくると思います。しかし、これは費用対価を求めるものではないというふうに自分は思っております。職場の環境改善、また住民が平等に利活用できる役場づくりは今日的な社会において大変重要だというふうに私は思っております。そこで、ただいま第6次総合計画の策定中だというふうに思いますが、答弁の中で時間をかけて検討するというお話でございましたが、ずばりこの総合計画の実施計画に入る余地はないのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 6次の今検討している部分については、実際にはそういう文言等はないと思いますが、利便性とか庁舎内を快適に活用していただくという部分ですけれども、今策定中でもありますので、再度検討させていただきたいというふうに思っております。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 十分検討した中で、住民の声も聞いた中で前向きに検討していただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第12 議員の派遣の件

○議 長 日程第12、議員の派遣の件を議題といたします。

9月29日に中札内村で開催をされる2村議会議員交流会に全議員を、10月21日に札幌市で開催をされます札幌さらべつ会総会に太田議員と私松橋を、11月7日に更別村で開催を

されます十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、9月29日に中札内村で開催をされる2村議会議員交流会に全議員を、10月21日に札幌市で開催をされます札幌さらべつ会総会に太田議員と私松橋を、11月7日に更別村で開催をされます十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第13 閉会中の所管事務調査の件

○議長 日程第13、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は公共施設等総合管理計画について、産業文教常任委員会は学校給食センター業務について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議長 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長 これにて平成29年第3回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 7時35分閉会)